

平成23年度第3次農林水産関係補正予算について

(PR版)

・ 漁業・養殖業復興支援事業	P 1
・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業	P 2
・ 養殖施設災害復旧事業	P 3
・ 被災海域における種苗放流支援事業	P 4
・ 種苗発生状況等調査事業	P 5
・ 漁業経営セーフティーネット構築事業	P 6
・ 漁業復興担い手確保支援対策	P 7
・ 漁業者等の金融支援	P 8
・ 水産業共同利用施設復旧整備事業	P 10
・ 水産業共同利用施設復旧支援事業	P 12
・ 加工原料等の安定確保取組支援	P 13
・ 漁港関係等災害復旧事業（公共）	P 14
・ 水産基盤整備事業（公共）	P 15
・ 農山漁村地域整備交付金（公共）	P 16
・ 漁場復旧対策支援事業	P 17
・ 鯨類捕獲調査安定化推進対策	P 18
・ （独）水産総合研究センター施設の復旧	P 19
・ 漁場確保のための操業経費補助事業	P 20
・ 農地・農業用施設災害復旧等事業（公共）	P 21
・ 農業水利施設等の震災対策（公共）	P 22
・ 農業基盤復旧復興整備計画策定事業（公共）	P 23
・ 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業	P 24
・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	P 25
・ 被災土地改良区復興支援事業	P 27
・ 農地・水保全管理支払交付金	P 29
・ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	P 31
・ 農地等の防災保全対策	P 33
・ 被災農家経営再開支援事業	P 34
・ 地域農業経営再開復興支援事業	P 37

・被災者向け農の雇用事業	P 39
・配合飼料価格安定対策事業	P 41
・農業者等の金融支援	P 42
・農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業	P 44
・農林水産業共同利用施設災害復旧事業	P 46
・食料基地をつなぐ物流拠点機能強化等支援事業	P 47
・卸売市場施設災害復旧事業	P 49
・6次産業化先導モデル育成事業	P 51
・農山漁村再生可能エネルギー導入事業	P 53
・農産物等輸出回復事業	P 55
・農産物等消費拡大推進事業	P 57
・被災地の復興のための先端技術展開事業	P 59
・農山漁村被災者受入円滑化支援事業	P 61
・食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業	P 63
・復興木材安定供給等対策	P 65
・木材加工流通施設等復旧対策	P 66
・木質バイオマス関連施設の整備	P 68
・山林施設災害復旧等事業（公共）	P 69
・緊急治山対策（公共）	P 70
・復興支援森林整備緊急対策（公共）	P 71
・震災復興林業人材育成対策事業	P 72
・災害復興林業信用保証事業	P 74
・森林・林業関係研究機関緊急復旧事業	P 75
・農畜産物・農地土壌等の放射性物質実態調査事業	P 76
・農地除染対策実証事業	P 77
・森林・林業・木材産業に関する放射性物質緊急調査事業	P 79
・森林における除染等実証事業	P 80
・森林・農地等の放射性物質の除去・低減技術等の開発	P 81
・森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業	P 84
・農林水産関係放射性物質対策研究拠点施設整備事業	P 85
・農業試験研究独立行政法人の施設整備	P 87
・種苗の放射性物質測定体制の強化	P 89
・農林水産本省検査指導所に必要な経費	P 91
・農地土壌等の浄化の研究拠点施設整備調査事業	P 92

漁業・養殖業復興支援事業

【81,763百万円】

対策のポイント

- ・収益性の高い操業体制への転換を図る場合に必要な経費を支援します。
- ・養殖生産の早期再開のため経営再建の支援を行います。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により東北地方及び関東地方太平洋側を中心に甚大な災害が発生し、幅広い地域で水産関係に壊滅的な被害が生じています。
- ・漁業復興のためには、震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制への転換を図る必要があります。
- ・養殖業復興のためには、共同化による生産の早期再開に向けた経営の再建と安定的な生産体制の構築を図る必要があります。

政策目標

- 震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制の構築
- 被災地における養殖業の早期再開と生産量の回復

<主な内容>

1. 漁業復興支援運営事業

480百万円

漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性を向上する復興計画の策定・認定等に係る経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：漁業協同組合等

2. 養殖復興支援運営事業

832百万円

養殖業の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築を図る復興計画の策定・認定等に係る経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：漁業協同組合等

3. がんばる漁業復興支援事業

23,800百万円

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（用船料、燃油代、氷代等）を支援します。

補助率：定額（水揚げ金額では賄えない事業経費の9/10、2/3、1/2を支援）
事業実施主体：漁業協同組合等

4. がんばる養殖復興支援事業

56,651百万円

地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費（施設等借上費、養殖作業費、資材費等）を支援します。

補助率：定額（水揚げ金額では賄えない事業経費の9/10を支援）
事業実施主体：漁業協同組合等

お問い合わせ先：

- 1、3の事業 水産庁漁業調整課（03-3502-8469（直））
- 2、4の事業 水産庁栽培養殖課（03-6744-2383（直））

共同利用漁船等復旧支援対策事業

【12, 131百万円】

対策のポイント

被災した漁船・漁具の復旧のため、漁業協同組合等が行う漁船・漁具等の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により東北地方及び関東地方太平洋側を中心に甚大な災害が発生し、幅広い地域で水産関係に壊滅的な被害が生じています。
- ・この中で、漁業生産の根幹である漁船が多数被害を受けており、また、地域の基幹漁業である定置網も壊滅状態にあり早急に復旧させるとともに、被災地の漁業を燃油価格の高騰の影響を受けにくい省エネルギー型の漁業にしていくことが必要です。

政策目標

漁船建造、定置網再建等による早急な漁業生産活動の再開

<主な内容>

1. 共同利用漁船等復旧支援対策事業

11, 300百万円

漁船等に被害を受けた漁業者のために漁業協同組合等が行う漁船の建造、中古船の導入、定置網等漁具の導入に対して支援します。

補助率：国1／3、都道府県1／3以上
事業実施主体：漁業協同組合等

※ 平成23年度第1次補正予算において、27, 379百万円を計上

2. 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業

831百万円

被害を受けた漁業者のグループ等が行うLED集魚灯等の最新の省エネ機器設備の導入に対して支援します。

補助率：定額・1／2以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業 水産庁漁業調整課 (03-3502-8469 (直))

2の事業 水産庁企画課 (03-6744-2341 (直))

養殖施設災害復旧事業

【10,743百万円】

対策のポイント

東日本大震災により被災した水産動植物の養殖施設の復旧について支援を行います。

＜背景／課題＞

- ・ 東日本大震災により被災を受けた地域は、全国屈指の豊かな漁場に恵まれ、全国の水産物供給において大きな役割を果たしていることから、水産資源の回復と漁業・養殖業の早期復興が極めて重要な課題となっています。
- ・ 特に養殖業については、多くの太平洋沿岸地域の養殖施設に甚大な被害が発生しており、早急な復旧を図る必要があります。

政策目標

激甚災害法に基づく、被害を受けた養殖施設の早急な復旧。

＜主な内容＞

養殖施設災害復旧事業

10,743百万円

激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律に基づき都道部県が実施する災害復旧事業について、復旧事業に要する経費の9／10の補助を行います。

（補助率：9／10以内
事業実施主体：民間団体等）

※ 平成23年度第1次補正予算において、23,965百万円を計上

（お問い合わせ先：
水産庁栽培養殖課（03-3502-0895（直）））

被災海域における種苗放流支援事業

【2, 161百万円】

対策のポイント

被災県における種苗放流による水産資源の回復を支援します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災によりアワビ、ウニ、ヒラメ等の放流用種苗を生産している各県の種苗生産施設が壊滅的被害を受け、将来の漁獲が大きく落ち込むことが懸念されます。このため被災県の種苗生産体制が整うまでの間、種苗の導入等により、放流尾数を確保する必要があります。
- ・また、放流種苗が速やかに放流海域に適応するため、放流種苗の生息環境等の増殖場を整える取組が必要です。

政策目標

被災地における水産物の生産量の回復

＜主な内容＞

被災海域における種苗放流支援事業

種苗生産施設を復旧・復興し、種苗放流を行う体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入により放流尾数を確保するとともに、放流種苗を速やかに放流海域に適応させるために放流種苗が生息する環境を整える取り組みに対し支援します。

補助率：2／3、1／2以内、定額
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

お問い合わせ先：水産庁栽培養殖課（03-6744-2385（直））

種苗発生状況等調査事業

【150百万円】

対策のポイント

種苗発生状況や被災地に適した種苗について漁業者へ情報提供します。

＜背景／課題＞

- ・北海道、東北地域において、カキ、ホタテ等は地域の基幹となる重要な養殖業であり、これら養殖業の一日も早い再開が復興のために不可欠です。
- ・これら養殖業は、種苗を天然に依存してきましたが、今回の大規模な津波による沿岸漁場環境の変化に伴い好適採苗場所が変化したことから、従来までの経験に基づいた採苗時期・場所では十分な種苗の確保ができない状況にあります。また、被災地域においては十分な種苗の確保が困難であるため、外部からの種苗の導入が想定され、その際は、成長性に優れる等、地域に適した種苗の導入が必要です。
- ・このため、津波後の新たな海域環境状況や天然種苗発生状況を緊急的に調査把握し、得られた情報を漁業者等へ迅速に提供することで、養殖業再開に不可欠な種苗の確保を図るとともに、効率的・安定的な養殖のため、成長性に優れるなどの地域に適した種苗について、科学的な評価を行う必要があります。

政策目標

被災地における養殖業の生産量の回復

＜主な内容＞

種苗発生状況等調査事業

震災後の海域環境下における種苗発生状況や各地域の種苗の特性を調査し、被災地に適した種苗の確保を進めます。

委託費
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

水産庁研究指導課（03-3502-0358（直））

漁業経営セーフティーネット構築事業

【4,000百万円】

対策のポイント

震災復興の阻害要因である燃油・配合飼料価格の高騰の影響を緩和するために、高騰対策の財源を拡充し、その安定的な実施を図ります。

＜背景／課題＞

- ・ 燃料・配合飼料価格の高騰は、被災地の漁業・養殖業の再開等震災復興の阻害要因であることから、その影響を緩和するための対策が必要です。
- ・ 漁業経営セーフティーネット構築事業のうち、燃油については、平成23年に入り価格高騰に伴う補填金の支払いが続いており、また、養殖用配合飼料については、輸入原料価格の高値が続いており、基金払底のおそれが高まっています。

政策目標

漁業者・養殖業者の経営の安定

＜主な内容＞

漁業経営セーフティーネット構築事業

- (1) 国と漁業者・養殖業者が積み立てている基金の臨時積み増しを行います。
- (2) 臨時の積立に伴う漁業者の負担軽減のため、分割払い方式の導入等運用を改善します。

補助率：定額
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

（お問い合わせ先：水産庁企画課 （03-6744-2341（直）））

漁業復興担い手確保支援対策

【1, 424百万円】

対策のポイント

- ・ 漁業関係の雇用機会を通じた若青年漁業者の技術取得の支援や漁家子弟の就業支援等により、復興に必要な担い手の確保・育成を支援します。

<背景／課題>

- ・ 被災地では、漁業就業者の廃業や離職が進むことが懸念されています。このため、漁労技術の円滑な継承や次世代の担い手の定着・確保を推進する観点から、将来を見据えた中核的な漁業の担い手の確保・育成が急務となっています。

政策目標

被災地の漁業の担い手の確保（860人）

<主な内容>

漁業復興担い手確保支援事業

漁労技術の円滑な継承や漁業の担い手を確保するため、

(1) 漁家子弟の就業や、若青年漁業者による他の経営体の漁船等での技術習得に係る研修（※）

(2) 漁協を通じた経営再建指導等に伴う経費等を支援します。

（※受入漁家の研修指導への助成：9.4～18.8万円／月以内、研修期間：6～24ヶ月以内、受入予定研修生数：860人程度）

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

(1) の事業 水産庁企画課 (03-6744-2340 (直))
(2) の事業 水産庁水産経営課 (03-3502-8416 (直))

漁業者等の金融支援

【4, 684百万円】

対策のポイント

被災漁業者や水産加工業者・漁協等を対象とした災害復旧・復興関係資金について、実質無利子化・無担保・無保証人化等へ助成します。

<背景／課題>

- ・震災により、漁船等の漁業生産の基盤や水産加工流通施設、漁業者の活動支援の中核的な役割を担う漁協に壊滅的な被害が生じています。
- ・このため、被災した漁業者・水産加工業者・漁協等の復旧・復興関係資金を円滑に融通することが必要です。

政策目標

東日本大震災における漁業者等の復旧・復興に当面必要な融資資金329億円の融通の円滑化（公庫資金融資枠54億円+民間資金保証枠275億円）

<主な内容>

1. 水産関係資金無利子化等事業

1, 723百万円

災害復旧・復興に必要な日本政策金融公庫資金（水産加工資金を含む。）、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金の貸付金利を実質無利子化します。

また、無利子化する公庫資金について、無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築に必要な額を日本政策金融公庫に対し出資します。

融資枠：221億円（うち公庫資金54億円、近代化資金107億円、維持安定資金60億円）

補助率：定額

事業実施主体：全国漁業協同組合連合会、日本政策金融公庫

2. 漁業者等緊急保証対策事業

2, 961百万円

漁業者・漁協等の復旧・復興関係資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証について支援します。

保証枠：275億円（漁業近代化資金及び漁協等向け資金を含む民間融資を対象）

補助率：定額

事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金

※ 平成23年度第1次補正予算において、4, 785百万円を計上

お問い合わせ先

1、2の事業（水産加工資金関係は除く。）

水産庁水産経営課（03-3502-8418（直））

1の事業のうち水産加工資金関係

水産庁加工流通課（03-3502-8203（直））

漁業者・水産加工業者等の復旧・復興等のための金融支援について

公庫資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金で891億円の実質無利子化措置、905億円の無担保・無保証人化措置等により、漁業者・漁協等の復旧・復興等を支援

	資金名	融資枠	保証枠	実質無利子化	無担保・無保証人化	対象者	資金使途	講じる措置の概要
公庫資金	緊急運転 (中長期)	セーフティネット資金				漁業者	災害復旧の 長期運転資金	一定期間無利子(最長18年) 無担保・無保証人貸付
	施設復旧・復興等	農林漁業施設資金 (災害復旧)	114億円 (54億円)	○	○	漁業者等	施設等(漁船を含む。以下同じ。)の 修理	
		水産加工資金				水産加工業者	施設資金	
		漁船資金等				漁業者等	施設等資金、 長期運転資金	
	負債整理	漁業経営安定資金				漁業者	借換資金	

民間資金	施設復旧・復興等	漁業近代化資金	427億円 (107億円)	905億円 (275億円)	○	漁業者等	施設等資金、 長期運転資金	一定期間無利子(最長18年) 無担保・無保証人貸付
	緊急運転、 施設復旧等	一般事業資金	-		-	中小漁業者等	施設等資金、運転 資金(長期、短期)、 借換資金	無担保・無保証人貸付
		漁協経営再建資金	290億円		○	漁協等	施設等資金、 運転資金、 借換資金	全期間無利子(最長15年) 無担保・無保証人貸付
	負債整理	漁業経営維持安定資金	60億円 (60億円)		○	漁業者	借換資金 (負債整理資金)	全期間無利子(最長18年) 無担保・無保証人貸付

注 () 書きは3次補正で追加した融資枠・保証枠。

水産業共同利用施設復旧整備事業

【73, 108百万円】

対策のポイント

本格的な水産業の復旧、復興に向け、東日本大震災により被災した漁業者等の共同利用施設の整備を支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災の主な被災地である北海道から千葉県においては、水産業が主要産業として地域経済の核となってきたと同時に我が国国民への水産物の安定供給にとって重要な役割を果たしてきました。
- ・被災地域の水産資源の回復を含めた水産業の早期かつ確実な復興には、漁業者等の共同利用施設や放流用種苗生産施設の再編が必要です。

政策目標

被災地における水産物の生産量を回復

<主な内容>

1. 漁協・水産加工協等共同利用施設復旧・復興関係 37, 816百万円
被災した漁業者、水産加工流通業者等の共同利用施設のうち、規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設等の整備に要する経費を支援します。
〔補助率：2/3、1/2以内〕
〔事業実施主体：都道府県、民間団体等〕
2. 養殖施設復旧・復興関係 20, 062百万円
被災した漁協等が、共同利用施設として養殖筏、延縄施設、採苗施設、生産物の一次加工処理施設等の整備を行うために要する経費を支援します。
〔補助率：2/3、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
3. 放流用種苗生産施設復旧・復興関係 14, 077百万円
被災した放流用種苗生産施設のうち規模の適正化や種苗生産機能の効率化・高度化を図る施設の整備に要する経費を支援します。
〔補助率：2/3、1/2以内〕
〔事業実施主体：都道府県、民間団体等〕
4. 漁港施設復旧・復興関係 1, 154百万円
被災した漁港の機能回復を図るための施設及び漁港環境の復旧に資する施設の整備に要する経費を支援します。
〔補助率：2/3、1/2以内〕
〔事業実施主体：都道府県〕

お問い合わせ先：

- 〔 1、4の事業 水産庁防災漁村課 (03-6744-2391 (直)) 〕
- 〔 2、3の事業 水産庁栽培養殖課 (03-6744-2383 (直)) 〕

水産業共同利用施設復旧整備事業の概要

補助率:岩手・宮城・福島2/3
上記以外の道県1/2

【平成23年度3次補正予算要求額:73,108百万円】

背景

東日本大震災の発生による
共同利用施設の被害状況
(8月23日現在)

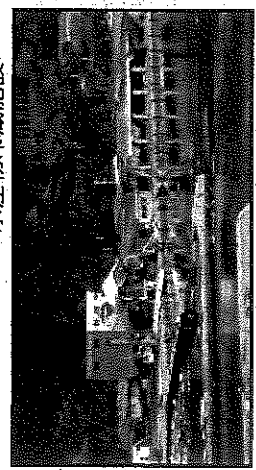
被害施設数:1,625施設
被害金額:1,228億円



荷捌き施設



水産物冷蔵施設



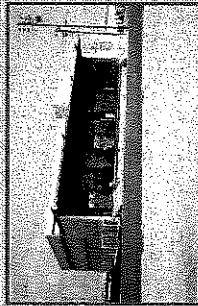
荷捌き施設と製氷施設

事業の内容

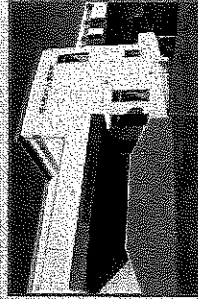
本格的な水産業の復興に向け、被災した共同利用施設の整備を支援

漁協・水産加工協等共同利用施設
復旧・復興関係【37,816百万円】

- ・漁協等の共同利用施設の整備
- ・個人経営から協業化する際の共同利用施設の整備



鮮度保持施設

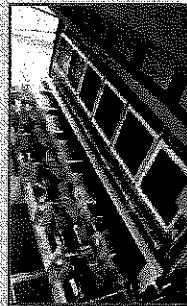


水産加工処理施設

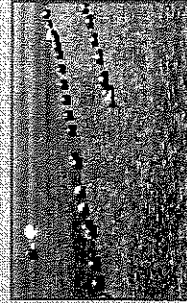
養殖施設復旧・復興関係

【20,062百万円】

- ・漁協等の陸上・海上養殖施設、養殖関連施設の整備



りの乾燥施設



カキ・ホタテ等養殖施設

放流用種苗生産施設復旧・復興
関係【14,077百万円】

- ・魚類・貝類種苗生産施設の整備
- ・さけ・ます種苗生産施設の整備



魚類・貝類種苗生産施設

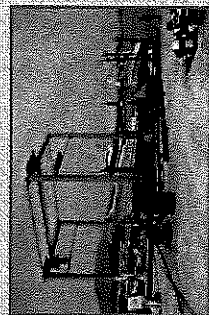


さけ・ます種苗生産施設

漁港施設復旧・復興関係

【1,154百万円】

- ・漁港の機能回復に必要な施設の整備
- ・漁港環境の復旧に必要な施設の整備



岸壁等の軽劣化施設



漁港環境整備施設

被災地域の水産業の復興及び水産物の安定供給

水産業共同利用施設復旧支援事業

【25, 879百万円】

対策のポイント

被災した漁協等が水産業共同利用施設の原形復旧や機能復旧に必要な不可欠な機器等の整備を支援します。

＜背景／課題＞

- ・被災地域において、我が国国民への水産物の安定供給にとって重要な役割を果たしてきた市場、冷凍・冷蔵庫、加工場などの共同利用施設が壊滅的な被害を受けました。
- ・被災地住民のみならず、国民全体への水産物の安定供給を早期に実現するための支援対策を緊急に講じる必要があります。

政策目標

被災した水産業共同利用施設を早期に復旧することで、国民への水産物の安定供給を実現

＜主な内容＞

被災した漁協・水産加工協等が水産業共同利用施設（製氷・貯氷施設、冷凍冷蔵施設、市場、荷さばき施設、加工施設等）の機能の早期復旧や施設の応急的な復旧・修繕に必要な機器等の整備に要する経費を支援します。

（補助率：2／3、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

※ 平成23年度第1次補正予算において、1, 815百万円、
平成23年度第2次補正予算において、19, 316百万円を計上

（お問い合わせ先：

水産庁加工流通課（03-6744-2349（直））

加工原料等の安定確保取組支援

【236百万円】

対策のポイント

被災した漁協、水産加工協等が遠隔地から加工原料を確保する際等に生ずる掛かり増し経費の一部を支援します。

<背景／課題>

- ・ 本年3月の東日本大震災に伴い、太平洋沿岸域の水産業は壊滅的な被害を受け、水産業の基盤となる漁村にも甚大な被害が生じています。
- ・ 地域の復興を進めていくためには、基盤産業として地域の経済・雇用を支えてきた漁業とその関連産業である流通・加工分野を展開する漁協、水産加工協等の早期復興が必要不可欠です。

政策目標

流通・加工分野を展開する漁協・水産加工協等の早期復興を促進

<主な内容>

地域の漁港において漁業・水揚げが本格的に再開される当面の間、緊急的に漁協、水産加工協等が、遠隔地から加工原料の確保等を行う際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

水産庁加工流通課（03-6744-2349（直））
水産庁漁業調整課（03-6744-2364（直））

漁港関係等災害復旧事業（公共）

【234, 630百万円】

対策のポイント

地震や津波により被害を受けた漁港や海岸等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。

<背景／課題>

- ・地震や津波により被害を受けた漁港等を復旧し、水産物供給機能の回復等を図るため、漁港等の災害復旧事業を早期に実施することが必要となっています。

政策目標

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧

<主な内容>

1. 漁港施設等災害復旧事業 227, 657百万円

地震、津波により被災した漁港、海岸等の災害復旧を実施します。

※ 平成23年度第1次補正予算において、24, 606百万円を計上

2. 漁港施設等災害関連事業 6, 973百万円

漁港や海岸等の災害復旧事業の実施のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、当該被災箇所又はこれを含めた一連の施設について、構造物の強化等を行う災害関連事業を実施します。

〔 国費率（基本）：2/3、6.5/10、5/10※
事業実施主体：国、都道府県、市町村等 〕

※ 平成23年度第1次補正予算において、376百万円を計上

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による嵩上げ制度あり

上記のほか台風12号等に係る災害復旧等事業4, 724百万円を計上

〔お問い合わせ先：水産庁防災漁村課（03-3502-5638（直））〕

水産基盤整備事業（公共）

【20, 232百万円】

対策のポイント

- ・被災した拠点漁港の流通・防災機能の強化や地盤沈下対策等を行います。
- ・東海地震や東南海・南海地震などの防災対策強化地域における漁港の防災対策を強化します。

<背景／課題>

- ・被災地域の水産業の本格的な復興を図るため、拠点漁港における流通機能や防災機能の強化を図るとともに、漁場の生産力の回復を図る必要があります。
- ・東南海・南海地震防災対策推進地域等において、地震・津波災害に対する漁港の防災対策に係る緊急整備に取り組む必要があります。

政策目標

- 地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧

<主な内容>

1. 拠点漁港等復興対策の推進（被災地対策）

拠点漁港における流通・防災機能の強化、水産加工場等漁港施設用地の嵩上げ・排水対策など漁港の地盤沈下対策を実施するとともに、漁場施設の被災状況調査と漁場の生産力回復のための整備、漁業集落の防災対策の緊急点検等を行います。

2. 漁港緊急防災対策の推進（全国防災対策）

東海地震や東南海・南海地震などの防災対策強化地域において、漁港の防災対策を強化するため、外郭施設等の機能強化や避難路等の緊急整備に取り組みます。

水産基盤整備調査費	1, 345百万円
直轄漁港整備事業	2, 000百万円
水産流通基盤整備事業	6, 971百万円
漁港施設機能強化事業	5, 061百万円
水産環境整備事業	1, 650百万円
水産生産基盤整備事業	3, 205百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等	
事業実施主体：国、地方公共団体、民間団体	

※ 平成23年度第1次補正予算において、5, 408百万円を計上

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491（直））]

農山漁村地域整備交付金（公共）

【1, 968百万円】

対策のポイント

震災の教訓を踏まえ、今後発生しうる大規模地震により損壊のおそれがある農業水利施設の耐震化対策、山地災害を未然防止するための治山施設の整備、津波が想定される地域に重点化した海岸保全施設の整備を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国を襲った東日本大震災では、農業水利施設等の損壊や山間地における山腹崩壊、漁港等の被災により、農山漁村地域に深刻な被害が発生しています。
- ・また、震災以降地震活動が活発化していることや、東海、東南海地震等が高い確率で発生すると想定される中で、農業水利施設の損壊や山地災害、津波に対する住民の不安が高まっており、緊急的な対策を行う必要があります。
- ・このため、震災の教訓を踏まえ、地震によって損壊のおそれのある農業水利施設の耐震化対策、荒廃危険山地の崩壊等の予防対策及び地震・津波被害に対する海岸保全施設の緊急整備に取り組む必要があります。

政策目標

- 地震等により損壊のおそれのある農業水利施設の耐震性強化
- 緊急的な治山対策の実施や海岸保全施設の整備等を通じた被災地域の安全・安心の確保

<主な内容>

地域の創意工夫を生かした復興、防災対策を実施

農業農村、森林、水産の各分野における以下の整備を選択できるとともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的に実施します。

農業農村分野：農業水利施設の耐震化対策

森 林 分 野：荒廃危険山地の崩壊等の予防対策

水 産 分 野：津波が想定される地域における早急な海岸保全施設の整備等

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること 農村振興局農村整備官

(03-6744-2200 (直))

森林分野に関すること 林野庁治山課

(03-6744-2308 (直))

水産分野に関すること 水産庁防災漁村課

(03-3502-5304 (直))

漁場復旧対策支援事業

【16,772百万円】

対策のポイント

低下・喪失した漁場の機能や生産力の回復を図るため、漁業者等が行う漁場の瓦礫の撤去等の取組の支援及び漁場の回復状況、環境負荷状況等を調査することにより、漁業再開に資する取組を支援します。

<背景／課題>

- ・震災により相当量の瓦礫が海中に流出し漁場に大きな被害が発生したため、早期の漁業再開に向け、第1次補正予算において、漁場における漂流物・堆積物等の撤去の取組を支援したところです。
- ・本格的な漁業の復興に向けて、これまでの取組を継続的に支援するとともに、操業中に回収した瓦礫の処理への支援、広域的な瓦礫等の撤去への支援、藻場・干潟等の沿岸漁場の回復状況や環境負荷状況の調査を実施し、漁場生産力の回復に資するための支援を行う必要があります。

政策目標

瓦礫の撤去等による漁場の再生及び漁業の再開

<主な内容>

1. 漁場生産力回復支援事業

6,466百万円

漁業者等が行う瓦礫の撤去の取組、操業中に回収した瓦礫の処理への支援を行うとともに、底びき網漁船等による広域的な瓦礫等の撤去を行います。

補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

※ 平成23年度第1次補正予算において、9,296百万円を計上

2. 漁場漂流物回収処理事業

3,041百万円

漁場に大量の倒壊した家屋の瓦礫等様々な漂流物等があり、今後漁場に堆積することにより漁場に大きな悪影響を与えるため、早期に漂流物等の撤去を行います。

補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

※ 平成23年度第1次補正予算において、735百万円を計上

3. 漁場堆積物除去事業

6,964百万円

漁場に堆積している倒壊した家屋の瓦礫や車等の撤去を行います。

補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

※ 平成23年度第1次補正予算において、2,255百万円を計上

4. 被害漁場環境調査事業

301百万円

瓦礫撤去後の藻場・干潟等の沿岸漁場の回復状況等について調査・分析等を行うとともに、沿岸漁場や養殖場の環境負荷状況を把握し、有害物質による沿岸域の生態系へ与える影響を調査します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

（お問い合わせ先：水産庁漁場資源課（03-3502-8486（直）））

鯨類捕獲調査安定化推進対策

【2, 284百万円】

対策のポイント

平成23年度の南極海鯨類捕獲調査を安定的に実施するため、反捕鯨団体の妨害活動に対する対策を強化します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災により、全国有数の鯨のまち、石巻周辺地域は、壊滅的な被害を受けました。
- ・我が国は、商業捕鯨の再開に向け、鯨類捕獲調査を実施していますが、近年、反捕鯨団体の妨害活動が過激化しており、昨年度の南極海鯨類捕獲調査は、調査船団の安全を確保するため、早期に切り上げざるを得ませんでした。
- ・反捕鯨団体の妨害活動に対する対策を強化することにより、今年度の南極海鯨類捕獲調査を安定的に実施し、これを通じて、石巻周辺地域の復旧・復興につなげます。

政策目標

平成23年度南極海鯨類捕獲調査を計画どおり実施

＜主な内容＞

前回調査の早期切上げにより、調査副産物収入が大きく落ち込んだことに対応した支援措置を講ずるとともに、反捕鯨団体の妨害活動に対する安全対策を強化します。

補助率：定額
事業実施主体：(財)日本鯨類研究所等

〔水産庁国際課（03-3502-2443（直））〕

独立行政法人水産総合研究センター施設の復旧

【3, 979百万円】

対策のポイント

被災海域の水産資源の回復を図るための基盤となる技術開発を推進します。

＜背景／課題＞

震災により甚大な被害を受けた海域では、産卵場等漁場の荒廃や幼稚仔魚の生育場が損壊し、天然産卵による資源回復は極めて困難な状況です。被災地の水産業復興には、種苗の放流、漁場環境の整備等により、早急に資源の回復を図る必要があります。

政策目標

被災地の水産業復興に必要な（独）水産総合研究センターの施設の復旧・整備

＜主な内容＞

被災地の水産業復興に必要な（独）水産総合研究センターの施設について、以下の施設等の復旧・整備を行います。

- ① 地震、津波により全壊した宮古栽培漁業施設を東北海区の種苗生産の技術開発拠点として復旧するため、親魚養成、種苗生産から放流までの技術開発・普及に必要な飼育施設棟等
- ② 被災した水産工学研究所の実験施設についての、被災海域の詳細な漁場環境の把握や効率的な資源状況把握のための音響技術開発を行うために必要な整備
- ③ 増養殖研究所上浦庁舎における、他地域からの種苗を介した被災地への魚病侵入を防止するための研究棟

補助率：定額

事業実施主体：（独）水産総合研究センター

（ お問い合わせ先：水産庁研究指導課（03-6744-2370（直）） ）

漁場確保のための操業経費補助事業

【49百万円】

対策のポイント

震災によりロシア水域での操業ができなくなった漁業者の日ロ交渉に基づく負担分の一部を助成することにより、ロシア水域における操業機会の確保と被災地漁業の復興を図ります。

<背景／課題>

- ・今回の震災により、平成22年12月の日ロ地先交渉の結果に基づきロシア水域での操業を予定していた漁業者の多くが漁船や漁具を失い、ロシア水域での操業ができなくなっています。
- ・そのため、同交渉において日本側からロシア側に供与することを約束した機材の供与について、漁業者がその負担分の支払いを行うことが困難となっています。

政策目標

平成24年度以降のロシア水域における我が国漁船の操業機会の確保及びそれを通じた被災地漁業の復興

<主な内容>

平成22年12月の日ロ地先交渉の結果、日本側がロシア側に対して約束した機材の供与について、震災によりロシア水域での操業ができなくなった漁業者の負担分の一部について助成を行います。

補助率：1／2
事業実施主体：民間団体（公募）

お問い合わせ先：
水産庁漁業調整課（03-6744-2363（直））

農地・農業用施設災害復旧等事業（公共）

【208,041百万円】

対策のポイント

- ・地震や津波により被害を受けた農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。
- ・また、再度災害を防止するとともに、農用地の利用集積及び国土保全等に資することを目的に災害復旧関連事業を実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災した農業地域においては、農業の維持と農業経営の安定を図るため、災害復旧事業の速やかな実施が求められています。
- ・また、再度災害を防止するとともに、農用地の利用集積及び国土保全等に資するため、災害復旧関連事業の速やかな実施が求められています。

政策目標

被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 災害復旧事業等

- (1) 災害復旧事業（農地・農業用施設等） 206,140百万円の内数
地震及び津波により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を実施します。

（国費率（基本）：65/100, 50/100等※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等）

- (2) 農地・農業用施設災害関連事業 206,140百万円の内数
再度災害防止のために災害復旧事業に併せて行う施設の改築又は補強及び農地の区画整理等を行います。

（国費率（基本）：65/100, 50/100等※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等）

2. 除塩事業

1,901百万円
東日本大震災に伴う津波により、海水が農用地に浸入し塩害が生じている場合に、除塩事業を実施します。

（国費率（基本）：90/100
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区）

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による嵩上げ制度あり

上記のほか台風12号等に係る災害復旧等事業35,293百万円を計上

〔お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211（直））〕

農業水利施設等の震災対策（公共）

【16,436百万円】

対策のポイント

震災の教訓を踏まえ、今後発生しうる大規模地震や余震等により損壊のおそれがある農業水利施設の改修・整備や地すべり対策等を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の優良な農業地帯を襲った東日本大震災では、農業水利施設等の損壊によって農業生産等に深刻な被害が発生しています。
- ・また、震災以降地震活動が活発化していることから、今後発生しうる大規模地震や余震等により農業水利施設が損壊する恐れがあります。
- ・このため、被災地の農業の再生に向けた農業基盤の復興及び地域の防災力の強化を進めていく必要があることから、震災の教訓を踏まえ、地震によって損壊のおそれのある農業水利施設等の改修・整備等を実施します。

政策目標

地震等により損壊のおそれのある農業水利施設等の耐震性強化

<主な内容>

1. 震災及び余震により損壊または損壊のおそれのある施設等の改修・整備等を実施（被災地対策）
震災により破損した農業水利施設の改修・整備及び地すべり工事を実施します。
また、被災農地に農業用水を安定的に供給する施設のうち余震により損壊のおそれがある施設の改修・整備を実施します。
2. 地震により損壊のおそれのある施設等の改修・整備等を実施（全国防災対策）
大規模地震の発生確率が高い地域において、必要な耐震性を有していない施設等の改修・整備及び地すべり対策工事を実施します。

国営かんがい排水事業	10,669百万円
国庫負担率：2／3等	
事業実施主体：国	
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	2,040百万円
地すべり対策事業	1,159百万円
震災対策農業水利施設整備事業	710百万円
補助率：1／2等	
事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人	

お問い合わせ先：

農村振興局水資源課	(03-3502-6232 (直))
農村振興局農地資源課	(03-6744-6256 (直))
農村振興局防災課	(03-3502-6361 (直))

農業基盤復旧復興整備計画策定事業（公共）

【2, 000百万円】

対策のポイント

被災農地の復旧・復興に係る農業基盤の整備計画を策定するとともに農地集積のための農業者団体等の活動を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災に伴う津波により、沿岸部の重要な食料供給基地である農業地域が壊滅的な被害を受け、農地・農業用排水施設などの農業生産の基盤が破壊され、地域農業に大きな支障が生じています。
- ・地域農業の再興に向けた農業基盤整備を円滑に進めるためには、市町村の復興計画の策定作業と密接に連携しながら農業基盤の整備計画を策定し、農地の大区画化や換地等による農地集積を促進する必要があります。

政策目標

東日本大震災の津波により被害を受けた農地の早期営農再開

<主な内容>

1. 農業基盤の整備計画の策定

1, 500百万円

農地・農業用施設について、各市町村の「復興計画」を具体的な施設整備に反映させるための整備計画の策定や個別地区の土地改良事業計画の策定を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：国）

2. 農地集積のための調査・調整

500百万円

区画整理、換地等に伴う農地集積のための農業者団体等による調査・調整活動を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：市町村、土地改良区、農業協同組合）

お問い合わせ先：

- 1の事業 農村振興局防災課 (03-3502-6430 (直))
2の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208 (直))

震災対策・戦略作物生産基盤整備事業

【2, 489百万円】

対策のポイント

災害復旧事業の対象とならない軽度被災の農地・農業水利施設や老朽施設の更新、補強等を実施します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災によって甚大な被害の生じた農地・農業水利施設については、現在、災害復旧の取組が進められているところです。
- ・一方、被害が軽度であった施設でも用水機能等に支障が生じており、また、老朽施設では、余震等によって損傷が進行することが懸念されています。

政策目標

軽度被災施設や老朽施設の補修等のニーズに対してきめ細かく、かつ機動的に対応

＜主な内容＞

軽度被災の農地・農業水利施設や老朽施設の更新、補強等を実施

災害復旧事業の対象とならない軽度被災の農地・農業水利施設や老朽施設の更新、補強等を実施し、併せて戦略作物等の生産性向上を図り、生産基盤の耐震性の強化と農業生産性の向上を促進します。

補助率：1／2等

事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

お問い合わせ先：

農村振興局農地資源課 （03-6744-2208（直））

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
～東日本大震災農山漁村活性化施設復興等事業～

【1, 100百万円】

対策のポイント

市町村等が作成する活性化計画に基づき実施する、生産施設や地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、東北地方をはじめとした東日本の農山漁村地域において、生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等が被災しました。
- ・被災した施設の補修とともに、震災を教訓として、震災被害に対する危機管理の必要性が高まっています。
- ・安心・安全な農山漁村への定住及び交流等の促進を図るため、災害により人命に多大な影響を及ぼす恐れのある施設については、施設の整備、補強、機能強化等に対する支援が必要です。

政策目標

被災した農山漁村の復興と、安心・安全な農山漁村地域づくりの推進

<主な内容>

活性化施設等に係る被災防止等対策

東日本大震災により生産施設や地域間交流拠点施設等が被災した県を対象として、災害により人命に多大な影響を及ぼす恐れのある施設の整備、補強、機能強化等の実施に対して支援します。

補助率：1／2以内

事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体 等

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官 (03-3501-0814 (直))]

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

～東日本大震災農山漁村活性化施設復興等事業～

平成23年度第三次補正追加要望額：1,100百万円

○市町村等が作成する活性化計画に基づき実施する、集荷施設等の生産施設や直売所等の地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援します。

対象地域

東日本大震災により生産施設等が被災した県

事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

補助率

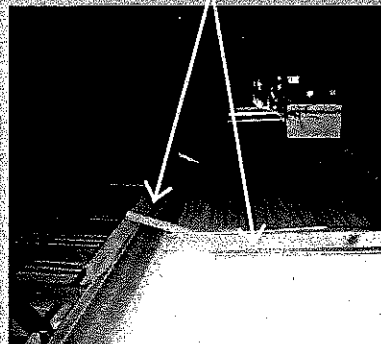
1/2以内

交付の流れ

国 ↓ 計画主体（都道府県又は市町村） ↓ 事業実施主体

施設の整備、補強の例

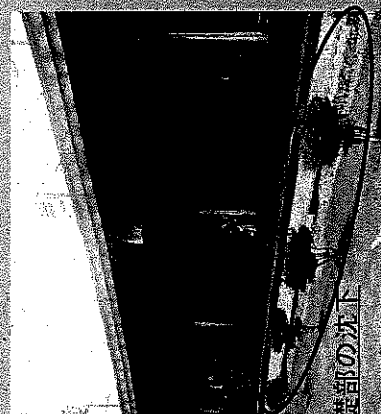
○ 生産施設（集出荷施設）



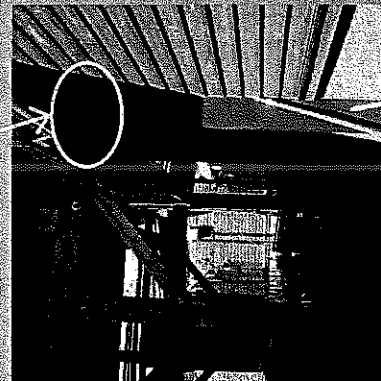
集出荷施設（木造つくり）全体に歪みが生じてシャッターの開閉も困難となっており、柱の補強対策を施し、倒壊防止を図る。

柱・梁の歪み
（シャッター開閉困難）

○ 地域間交流拠点施設（直売施設）



基礎部の沈下



渡廊下部の分離

基礎部の沈下等による建物のひずみや接合部の分離が生じており、営業再開による2次被害（段差による転倒等）を防止するため基礎部の補強及び離脱防止金具等の設置を図る。

被災土地改良区復興支援事業

【150百万円】

対策のポイント

被災により経常賦課金の支払いが困難な農家の迅速な営農再開を図るため、被災土地改良区の機能回復に対する支援を実施します。

＜背景／課題＞

- ・被災農家の営農再開に向けて、営農に不可欠な土地改良施設を管理し、地区内の農業用水の配水調整を行っている土地改良区の正常な運営を確保することが必要です。
- ・しかし、土地改良区は震災により事務所機能に損傷を受けたほか、組合員からの経常賦課金徴収が困難となっており、その業務運営に支障が生じています。
- ・このため、土地改良区における業務再開に向けた支援策を講じ、被災農家の負担を軽減しつつ、復旧・復興に応じた業務運営体制の再構築や農家の意欲を絶やすことなく迅速かつ安心できる営農再開の実現を図る必要があります。

政策目標

土地改良区の機能回復を図ることにより、早期の営農再開・効率的な施設管理を確保

＜主な内容＞

被災した農地等を地域とする土地改良区の業務運営の維持や体制の再構築に対して、営農が再開されるまでの概ね3年間、支援を実施します。

1. 業務運営の維持に係る資金借入に対する利子助成（無利子化）

被災した土地改良区の金融機関からの資金借入に伴い生ずる利子に対して助成（無利子化）します。

2. 業務書類・機器等の復旧

震災により喪失した組合員名簿、土地原簿、賦課台帳等の復旧及び損傷を受けた事務機器の復旧や賦課システムの再構築に対する支援を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体（公募）

お問い合わせ先：

農村振興局土地改良企画課 （03-3502-6006（直））

被災土地改良区復興支援事業

○ 被災農村の再生に不可欠な農業水利施設の管理を行う土地改良区が大きな被害を受けたため、以下の支援を行う。

- (1) 土地改良区の業務運営の維持に必要な資金への支援
- (2) 津波による流出等、損壊した事務機器、業務書類の復旧への支援

事業費・国費

3次補正事業費 1.5億円
(うち国費 1.5億円)

対象地域

東日本大震災により被災した土地改良区が存する県

補助対象

被災土地改良区

事業主体

民間団体(公募)

補助率

定額

交付の流れ

国 → 民間団体(公募)
→ 土地改良区

【被害の状況】

- 農地被害
作付け不能
 - 施設被害
用水供給及び排水の不能
 - 事務所機能損傷
業務運営不能、復旧・復興に支障
- 賦課金の徴収が困難又は不可能

海水、汚泥の堆積した農地



津波により流出した書簿

土地改良区の機能回復に向けた支援

(1) 業務運営の維持に係る資金借入の利子助成(無利子化)

(2) 業務書類・機器等の復旧
○ 組合員名簿、土地原簿、賦課台帳等の復旧
○ 事務機器の復旧及び賦課システムの再構築

早期の営農再開 ・ 効率的な施設管理の確保

農地・水保全管理支払交付金

【617百万円】

対策のポイント

震災の影響により破損や機能低下した農地周りの水路の補修等に取り組む集落を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災で被災した農地・農業用施設の復旧については、多くは災害復旧事業等で対応しているところですが、農地周りの施設について、小規模な損壊や、応急手当により通水したが十分に機能回復されていない水路なども多くあります。
- ・農地・水保全管理支払交付金の枠組みを活用して、地域が主体となった、こうした施設の補修等に機動的かつきめ細やかに取り組む活動を支援することが必要です。

政策目標

被災した農地周りの水路等の早期の復旧

<主な内容>

被災した農地周りの水路等の地域共同による復旧活動への支援

東日本大震災により被災を受けた施設、またはその影響により機能低下等を生じた水路の補修等に取り組む集落に対して、地域協議会等を通じて復旧活動支援交付金を交付します。

〔 復旧活動支援交付金 617百万円
事業実施主体：地域協議会 等 〕

(支援単価)

	田	畑	草地
都府県	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a
北海道	3,400円/10a	600円/10a	400円/10a

※支援単価は国と地方の合計

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2447 (直))]

農地・水保全管理支払交付金

【617百万円】

東日本大震災により農地周りの水路等が被災

- 東日本大震災により被災した農地周りの水路等、災害復旧事業等で十分な対応が出来ていない施設が多く存在しており、こうした施設の補修等にきめ細やかに対応することが必要。

農地・水保全管理支払交付金

- 集落コミュニティを基盤として、農地周りの小規模な損壊などの被災した施設の補修等に地域共同で取り組む活動を支援。

復旧活動支援交付金

617百万円

- ・ 地域共同で行う農地・水路等の資源の日常の保全管理等（共同活動支援交付金の取組）と併せて実施。
- ・ 東日本大震災等の被災地域における機動的かつきめ細やかな水路の復旧等の取組を支援。

	田	畑	草地
都府県	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a
北海道	3,400円/10a	600円/10a	400円/10a

※支援単価は国と地方の合計

東日本大震災被災地における農地・水保全管理支払交付金の活用事例

【取組概要】

- 東日本大震災により、地区内のU字フリーム水路において、受台からの水路の落下や破損が発生。
- このため、作付に間に合わせるよう、農地・水保全管理支払交付金を活用して、活動組織の構成員が被災した水路の補修を実施。
- 落下した水路の再布設や破損箇所の補修を行い、作付までに通水を実現。



地震により受台から落下した水路



地域での復旧活動により通水

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

【1, 745百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を再生し被災農家等が営農活動を再開するまでの一連の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等において営農活動を再開できるよう、その基盤となる農地を確保することが必要となっています。
- ・一方、荒廃した耕作放棄地の再生利用を図ることは、避難先等の地域においても喫緊の課題となっています。
- ・このため、このような耕作放棄地を活用して被災農家等の営農活動の再開を支援するきめ細かな措置が求められています。

政策目標

被災農家等（約450戸）が耕作放棄地を活用し営農活動を再開

<主な内容>

被災農家等が荒廃した耕作放棄地を再生した農地で営農活動を再開するまでの一連の取組に対し支援を行います。被災農家等が自ら農業経営を営む場合のほか、受入れ地域の「耕作放棄地対策協議会」が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合も対象となります。

（１）耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木等の除去、深耕、整地等）、土づくり、再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を定額（雑草・雑木等の除去5万円/10a等）で支援します。

（２）施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します（補助率1/2以内等）。

（３）附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を定額で支援します。

〔補助率：定額（雑草・雑木等の除去5万円/10a等）、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2442（直））]

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

- 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
- 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
- このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費・国費

3次補正事業費 1,745百万円
(うち国費1,745百万円)

対象地域

避難元が被災地域

補助対象

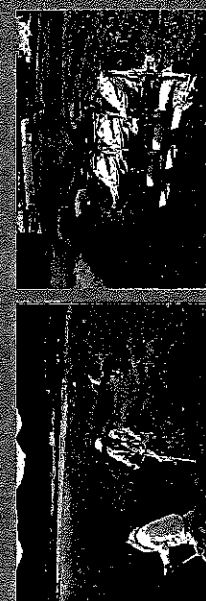
耕作放棄地対策協議会

補助率

定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)
1/2以内等

交付の流れ

国 → 都道府県耕作放棄地対策協議会
→ 地域耕作放棄地対策協議会
→ 取組主体(被災農家等)



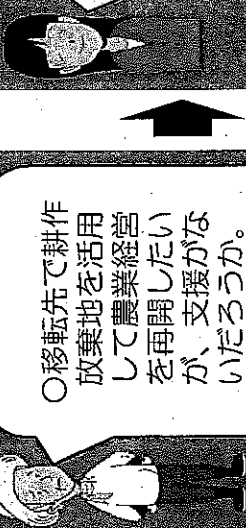
再生作業
(雑草、雑木等の除去)

土づくり

被災農家等が自ら農業経営を営む場合

被災農家等

○ 移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。



耕作放棄地対策協議会

○ 被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

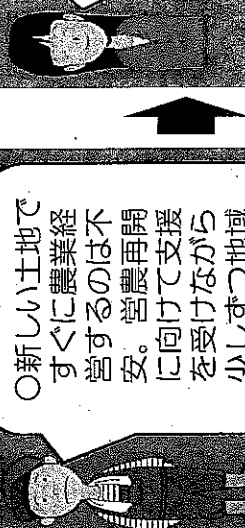
- ・再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a
※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- ・整地等 5万円/10a
- ・土づくり 5万円/10a
- ・施設等補完整備(小規模基盤整備) 5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等

○ 新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れたいだろうか。



耕作放棄地対策協議会

○ 協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

- ・協議会が、被災農家等を雇用し、耕作放棄地の再生作業
- ・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施(被災農家等に対し賃金を支給)

農地等の防災保全対策

【1, 549百万円】

対策のポイント

激甚災害の指定区域内の農地の湛水排除、復旧・復興事業をはじめとした農林水産省発注公共事業の入札契約事務のバックアップ体制の整備、諫早湾についての追加調査等の実施により、地域の防災保全対策を推進。

<背景／課題>

- ・東日本大震災に伴う津波により、沿岸部を中心に湛水による甚大な被害が発生しており、地域農業の再生、営農の早期再開のため、早急に農地の湛水を排除する必要があります。
- ・当省発注の公共事業に係る電子入札及び契約事務システムについては、計画停電により、停止を余儀なくされ、とりわけ被災県内の緊急業務発注に影響が生じたところです。また、依然として大規模余震や電力供給力の不安定化等によるシステムダウンのリスクを抱えており、緊急時におけるバックアップ体制の整備が必要です。
- ・諫早湾地域においては、災害への対応力を高める地域の防災・減災のための整備に速やかに着手する必要がある。

政策目標

現場のニーズに対応した農地等の防災保全対策を適切に実施。

<主な内容>

1. 湛水排除事業

45百万円

激甚災害の指定を受けた区域内の農地で発生した湛水を、土地改良区等が排除するためにを行った機械排水等の経費を補助します。

補助率：9/10
事業実施主体：土地改良区等

2. 農業農村整備等情報化推進事業

544百万円

東日本大震災からの復旧・復興事業を円滑に実施するため、農林水産省発注の公共事業に係る電子入札及び契約事務のバックアップシステムを中国四国農政局に構築し、緊急時における入札契約事務の継続を確保します。

国庫負担率：10/10
事業実施主体：国

3. 諫早湾についての追加調査等

960百万円

地域の防災・減災のための機能強化に必要な調査等を実施する必要があります。

国庫負担率：10/10
事業実施主体：国

お問い合わせ先：

1の事業 農村振興局防災課	(03-6744-2211 (直))
2の事業 農村振興局設計課	(03-3591-5798 (直))
3の事業 農村振興局農地資源課	(03-6744-1709 (直))

被災農家経営再開支援事業

【2,060百万円】

(平成23年度第1次補正予算額 5,221百万円)

対策のポイント

東日本大震災で被害を受けた地域において、地域の取組として、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災において、津波等の影響により平成23年度以降の生産を断念せざるを得なくなった農地や倒壊した畜舎が多く発生しています。
- ・これらの農地や畜舎で経営を再開するためには、ゴミや礫の除去、農地や畜舎周辺の清掃や水路等の補修のみならず、除草や土づくりなど農地等の生産力を回復させるための作業や、畜舎や放牧地の整備等の作業を行い、営農が可能な状態にしていく必要があります。
- ・このため、経営再開の意思のある被災農家が、地域において共同で行う復旧作業等の取組に対して助成（経営再開支援金）を行い、地域農業の再生と早期の経営再開を図ります。

政策目標

被災地域における地域農業の再生と早期の経営再開の実現

<主な内容>

1. 経営再開支援金

復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払います。(地域で復興組合等を組織)

補助率：定額
事業実施主体：県、市町村

(1) 水田作物・野菜・果樹

農作物の作付が困難となった農地のうち、共同で復旧作業を行うものの面積に対して支援金を交付します。

営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円／10a
露地野菜（花きを含む）	4.0万円／10a （7.0万円／10a）
施設野菜（花きを含む）	5.0万円／10a （14.0万円／10a）
果樹	4.0万円／10a （9.0万円／10a）

注：単価の（ ）は自力で施設の撤去等を行う場合。

(2) 畜産

飼養再開に係る共同作業を行う場合に、家畜・家禽の頭羽数当たりで支援金を交付します。

家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円／頭
肉用牛（繁殖経営）	182,200円／頭
肉用牛（肥育経営）	21,700～59,000円／頭
肉用牛（育成経営）	10,500～13,200円／頭
豚（繁殖豚）	22,400円／頭
鶏（採卵鶏）	12,000円／千羽

2. 推進事務費

県又は市町村が経営再開支援金の交付に係る業務を実施するために必要となる事務経費です。

補助率：定額
事業実施主体：県、市町村

お問い合わせ先：

1の（1）及び2の事業	
生産局穀物課	(03-3597-0191 (直))
生産局園芸作物課	(03-3502-5961 (直))
1の（2）の事業	
生産局畜産企画課	(03-3502-0874 (直))

○ 被災農家経営再開支援事業の概要

○ 東日本大震災で被害を受けた地域において、地域の取組として、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指します。

事業内容

復旧作業を行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払います。

対象者

震災により農作物の作付又は家畜の飼養が不可能となった農業者であって、経営再開に向けた復旧作業を行う農業者（地域で復興組合等を組織）

支援単価

(1) 水田作物・野菜・果樹

農作物の作付が困難となった農地のうち、共同で復旧作業を行うものの面積に対して支援金を交付します。

営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)

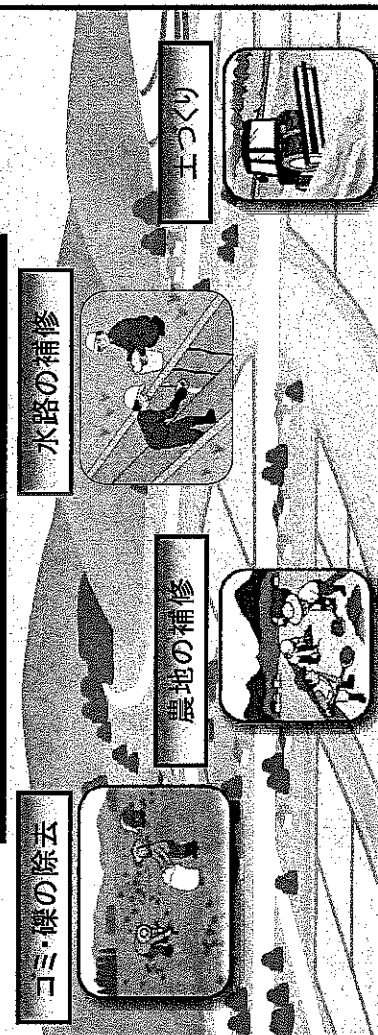
注: 単価の()内は公共事業によらず、自力で施設の撤去等を行う場合

(2) 畜産

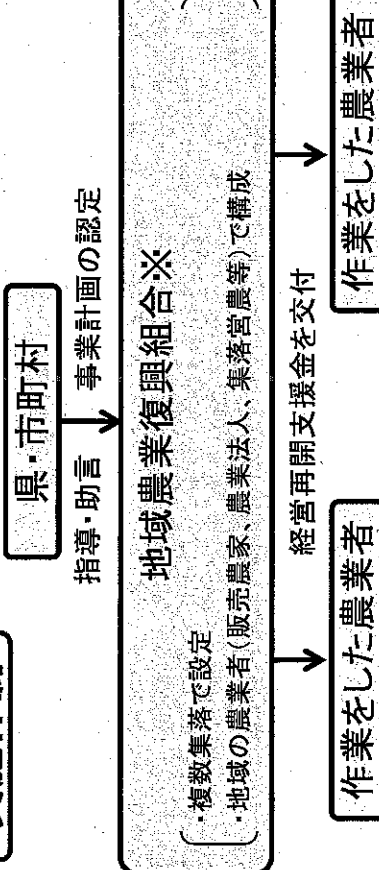
飼養再開に係る共同作業を行う場合に、家畜・家禽の頭羽数当たりで支援金を交付します。

家畜の種類	支援単価	家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭	肉用牛	10,500円～
肉用牛 (繁殖経営)	182,200円/頭	(育成経営)	13,200円/頭
肉用牛 (肥育経営)	21,700円～	豚(繁殖豚)	22,400円/頭
	59,000円/頭	鶏(採卵鶏)	12,000円/千羽

経営再開に向けた復旧作業(例)



実施体制



※畜産の場合は、牧野組合等の共同作業の内容に応じた組合

地域農業経営再開復興支援事業

【1, 078百万円】

対策のポイント

東日本大震災により被害を受けた地域において、経営再開マスタープランを作成し、プランの実現に向け農地集積等に必要な取組を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、約2.4万haの農地が冠水するとともに、農業関係施設も大きな被害を受け、これまで個別農家、集落営農等が担ってきた農業生産体制や、それを支えてきたコミュニティが崩壊しました。
- ・このような状況にあつて、地域農業の復興を図るためには、農家同士が地域農業のあり方について徹底した話し合いを行い、それを基に、さまざまな戦略を考え、経営再開につなげていくことが必要です。
- ・このため、被災農家経営再開支援事業で設立された復興組合などをベースに、集落・地域での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランを作成し、プランの実現に向け農地集積等に必要な取り組みを支援することにより、被災地域において中心となる経営体の経営再開と地域農業の復興を図ります。

政策目標

被災地域において中心となる経営体の経営再開と地域農業の復興を実現

<主な内容>

1. 経営再開マスタープラン作成事業

111百万円

津波の被災市町村等が、集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）等を記載した経営再開マスタープランを作成するための取組に対して支援します。

※ 経営再開マスタープラン作りのメンバーの概ね3割以上は女性

2. 経営再開マスタープラン実現支援事業

(1) 被災地域農地集積支援金

955百万円

津波の被災市町村において、離農者又は農地の相続人等が、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に対して、農地の10年以上の貸付け（農作業委託も含む）についての契約の締結を委任（相手方を指定しないものに限る）した場合に、3万円/10aを交付します。

(2) 被災農業者経営能力向上事業

12百万円

復興後の経営再開に向けて、経営再開マスタープランに位置づけられた地域の中心となる経営体が行う経理能力や生産技術等の習得に必要な研修費用等を助成します。

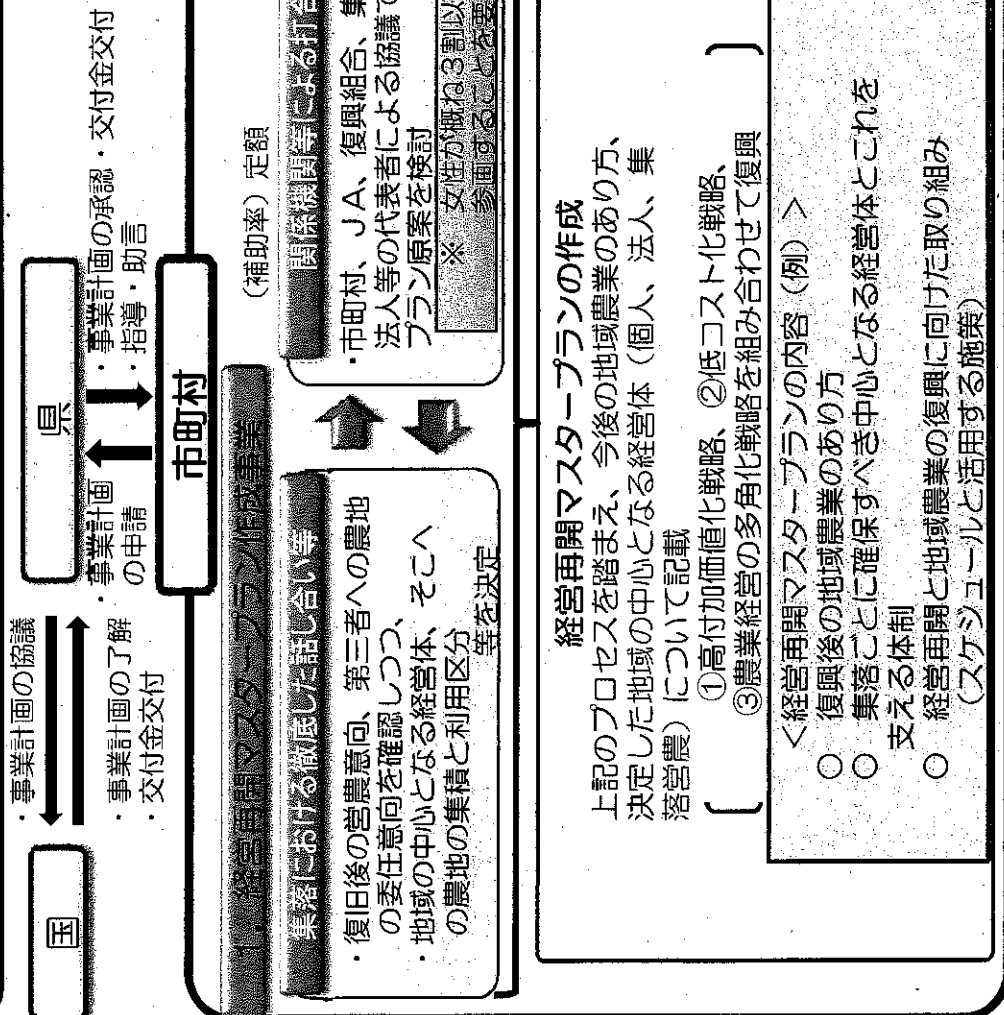
補助率：定額
事業実施主体：津波被害を受けた50市町村等

お問い合わせ先：

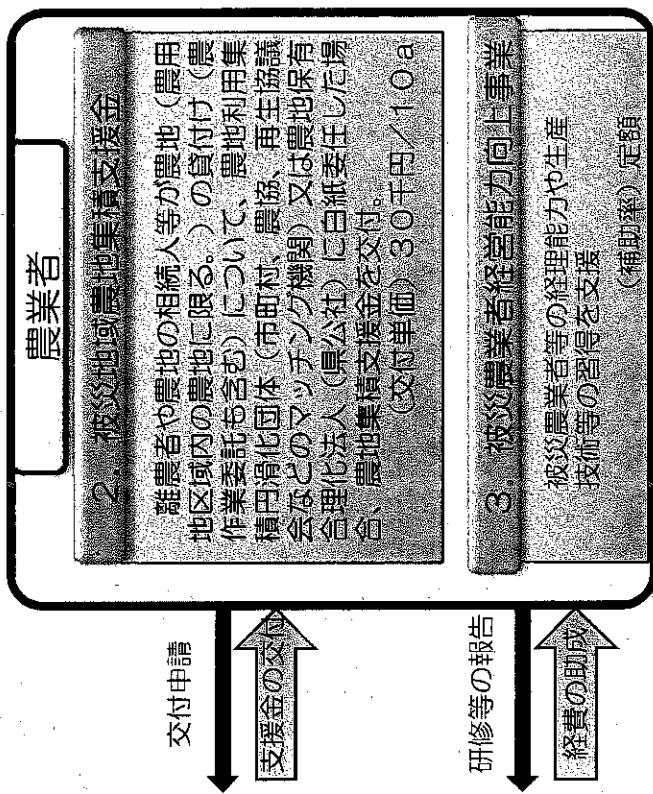
- | | |
|------------|---------------------------|
| 1、2の(2)の事業 | 経営局経営政策課（03-6744-0577（直）） |
| 2の(1)の事業 | 経営局農地政策課（03-6744-2151（直）） |

○ 地域農業経営再開復興支援事業

- 被災農家経営再開支援事業で設立された復興組合などをベースに、集落・地域での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランを作成し、プランの実現に向け農地集積等に必要な取組を支援することにより、被災地域において中心となる経営体の経営再開と地域農業の復興を図る。



対象市町村：「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積」(平成23年3月29日付け農林水産省)において公表された50市町村
(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)



被災地域において中心となる経営体の経営再開・地域農業の復興

被災者向け農の雇用事業

【700百万円】

対策のポイント

東日本大震災による被災農業者や就農を希望する被災者を新たに雇用する農業法人等が実施する実践的な研修を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災による被災者は、仕事や住まい等を失い、不自由な避難生活を余儀なくされ、就業の場を確保することが求められています。
- ・また、被災地の農業の復興を図り、東北を新たな食料供給基地として再生するためには、被災地の農業の将来を担う農業者を育成することが重要です。
- ・このため、被災農業者や就農を希望する被災者に就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援します。

政策目標

農業法人等による被災農業者等の雇用

<主な内容>

東日本大震災による被災者等を農業法人等が新たに雇用し、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を実施した場合、研修経費等の一部を助成します。（23年度から25年度まで継続して助成）

○支援対象

- ① 市町村等が策定する経営再開マスタープランに位置づけられた被災農業者等を、農地等が復旧するまでの間、一時的（3ヶ月以上）に雇用する農業法人等
- ② 農業経験の少ない被災者等を正規の従業員として雇用する農業法人等

○助成額 上限月額97千円

○対象期間 最長12ヶ月分

○対象経費 研修指導経費、外部講師謝金、外部研修受講旅費など

○事業規模 550人

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469（直））
経営局経営政策課（03-6744-2143（直））

被災者向け農の雇用事業

～ 東日本大震災による被災者の雇用を支援します ～

【平成23年度第3次補正 要求額 700百万円】

1. 事業内容

東日本大震災による被災農業者や就農を希望する被災者等を農業法人等が新たに雇用し、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を実施した場合、研修経費等の一部を助成します。

2. 支援内容

被災農業者や被災者等を雇用して実施する研修に要する経費について、最大で月9.7万円を長期間※助成します。(事業規模550人)

<支援対象となる主な経費>

- ・法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費
- ・外部の研修会等の参加に要する交通費
- ・研修対象者の雇用保険・労働者災害補償保険料 等



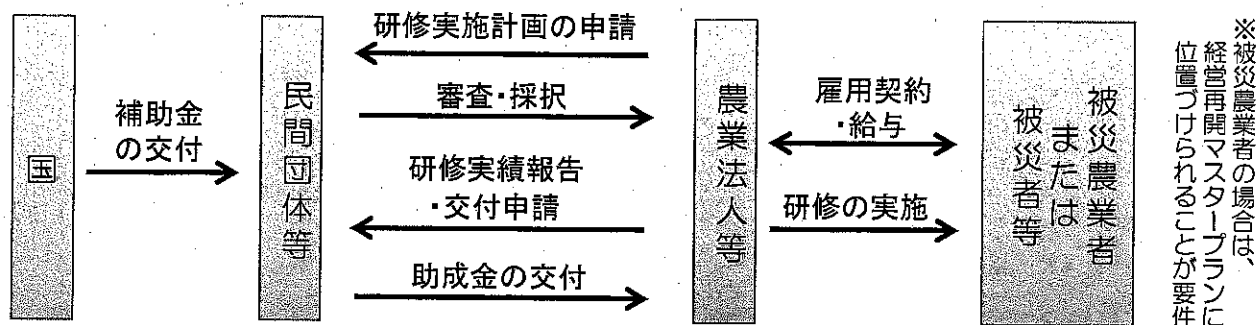
※ 23年度3次補正予算では12ヶ月間の助成を行います。2年目以降については、24年度予算で要求中。

3. 助成対象者・事業の流れ

<助成対象者>

- ① 地域農業経営再開復興支援事業により市町村等が策定する経営再開マスタープランに位置づけられた被災農業者を、農地等が復旧するまでの間、一時的(3ヶ月以上)に雇用する農業法人等
- ② 農業経験の少ない被災者等を正規の従業員として雇用する農業法人等

<事業実施の流れ>



配合飼料価格安定対策事業

【9,700百万円】

対策のポイント

震災によるコスト増や原料価格高騰による配合飼料価格の上昇に対応し、生産者に補てんを行う異常補てん基金の財源の不足見込額を積み増します。

<背景／課題>

- ・ 我が国の畜産経営は、生産費に占める配合飼料費の割合が高く、その価格は主原料であるとうもろこし等の穀物の国際相場、海上運賃（フレート）、為替等の影響により変動しやすいという特性を有しています。
- ・ このため、配合飼料価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付する配合飼料価格安定制度により、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の維持・継続を図っています。
- ・ 東日本大震災により、配合飼料メーカーは工場施設の損壊等の被害を受け、また、被災地への飼料の緊急輸送等で多額の追加的コストが発生し、経営体力が損なわれています。このような大震災によるコスト増と相まって、とうもろこしの国際価格の高騰により、配合飼料価格は上昇基調にあることから、23年度中にも補てん財源の不足が見込まれており、畜産経営のセーフティネットとしての本制度の機能を維持するためにも、補てん財源の確保が急務の課題となっております。

政策目標

配合飼料価格の高騰が、畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和

<主な内容>

配合飼料価格安定制度の円滑な運営を図るため、民間の配合飼料価格安定基金の自主的な積立てによる通常補てんでは対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上りに際し、生産者に対して補てんを行う異常補てん基金の財源の不足見込額を積み増します。（24年度以降に民間も同額を拠出。）

〔 補 助 率： 定 額
事業実施主体：（社）配合飼料供給安定機構 〕

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-3591-6745(直)）]

農業者等の金融支援

【13,745百万円】

対策のポイント

東日本大震災による被害を受けた農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により農業者等には重大な被害が発生しており、速やかな復旧・復興のためには必要な資金が円滑に調達されることが重要です。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 農業者等の負担軽減のための実質無利子、無担保・無保証人貸付等

被害を受けた農業者が借り入れる日本政策金融公庫（日本公庫）等の復旧・復興関係資金について、一定期間（最長18年間）実質無利子、無担保・無保証人等での借り入れが可能となるよう、必要となる利子助成金及び交付金等を交付します（融資枠：430億円）。

また、被害を受けた食品事業者等が復旧・復興の取組を行うための資金を円滑に調達できるよう、日本公庫が危機対応円滑化業務として、指定金融機関に対して、損害担保及び利子補給を行うために必要となる出資金を交付します（融資枠：120億円）。

農業経営復旧・復興対策利子助成金等交付事業 444百万円

事業実施主体：（財）農林水産長期金融協会

株式会社日本政策金融公庫補給金 36百万円

事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫出資金 6,304百万円

事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫

農業経営復旧・復興対策特別保証事業 6,961百万円の内数

事業実施主体：（独）農林漁業信用基金及び農業信用基金協会

2. 信用補完機関の財務基盤強化を通じた新規融資の円滑化

被害を受けた農業者が新規融資を受けやすくなるよう、農業者の信用補完を行う機関（農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金）の財務基盤の強化を図るため、以下の資金を交付します。

① 債務保証に係る代位弁済の集中的な実行により財務基盤が急激に悪化する中、代位弁済及び保険金支払いを確実にを行うための財源としての補助金及び交付金

② 被災農業者の再生計画の作成支援その他債務整理の支援を行う第三者委員会の運営経費の財源としての交付金

農業経営復旧・復興対策特別保証事業 6,961百万円の内数

事業実施主体：（独）農林漁業信用基金及び農業信用基金協会

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-3501-3726（直））]

農業者等の金融支援措置の概要

1. 1次補正から実施しているもの

	資金名	資金使途	償還期限 (据置期間)	貸付金利等	融資枠
公庫資金	運転	セーフティネット資金	13年(6年)	最長18年間実質無利子 無担保・無保証人	1次補正 400億円 3次補正 400億円 〔合計 800億円〕
	施設等	スーパール資金	28年(13年)		
		農林漁業施設資金	18年(6年)		
		経営体育成強化資金	28年(6年)		
民間資金	負債整理	施設の修理・整備等 借換	18年(10年)		
	施設等	農業近代化資金	18年(6年)		
	負債整理	農業経営負担軽減支援資金	18年(6年)		

2. 3次補正で追加されるもの

公庫	農業改良資金	生産・加工・販売分野での新たな 取組に係る施設等資金	13年(6年)	貸付全期間無利子(法定) 実質無担保・無保証人	30億円
	担い手育成農地集積資金	ほ場整備、用排水路の整備、農道 の整備等	28年(13年)		
指定金融機関 (商工中金等)	危機対応融資	中堅食品事業者等向け事業資金	20年(5年)	日本公庫による利子補給 (▲0.5%)・損害担保	120億円

農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業

【84百万円】

対策のポイント

仮設住宅入居者等が利用できる農園を設置し、農村高齢者による技術指導の下で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う取組を支援します。

<背景／課題>

- ・被災地の復興に向けて、農業の高付加価値化など地域の雇用と所得を創出する農業に再構築する上で、経験、知識、技術が豊富で地域農業を支えてきた農村高齢者の能力を活かせる場づくりが重要です。
- ・一方、仮設住宅に入居する社会的弱者等の孤立が懸念される中で、農業の有する健康増進、癒しなどの福祉機能が着目されており、農と福祉の連携を促進して、これを新たなコミュニティの形成や地域づくりに活かすことが求められています。

政策目標

農と福祉の連携促進による新たな営農・雇用形態の創出

<主な内容>

被災地域で農園を設置し、仮設住宅入居者等が参加して行う営農活動の実施や、技術・経験等の豊富な農村高齢者等が技術指導を行うモデル的な取組を支援します。

- 支援の取組内容
 - ・ 仮設住宅入居者等が協働で行う農園活動の企画・運営
 - ・ 高齢者等が農作業をしやすい営農環境の整備
 - ・ 農園の実践活動
 - ・ 農村高齢者、先進農家等による農業技術指導の実施
- 地区当たりの助成額 約470万円以内

補助率：定額
事業実施主体：市町村等

[問い合わせ先：経営局就農・女性課(03-3502-6600(直))]

農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業

平成23年度第3次補正予算要求額 84百万円

- 被災地において、市町村等が農園を設置し、仮設住宅入居者等が参加して行う営農活動を支援
- 農業技術指導を行うことを通じ、農村高齢者に新たな活動・就労の場を提供
- 農作業を通じての心身のケアや地域コミュニティの再生に貢献

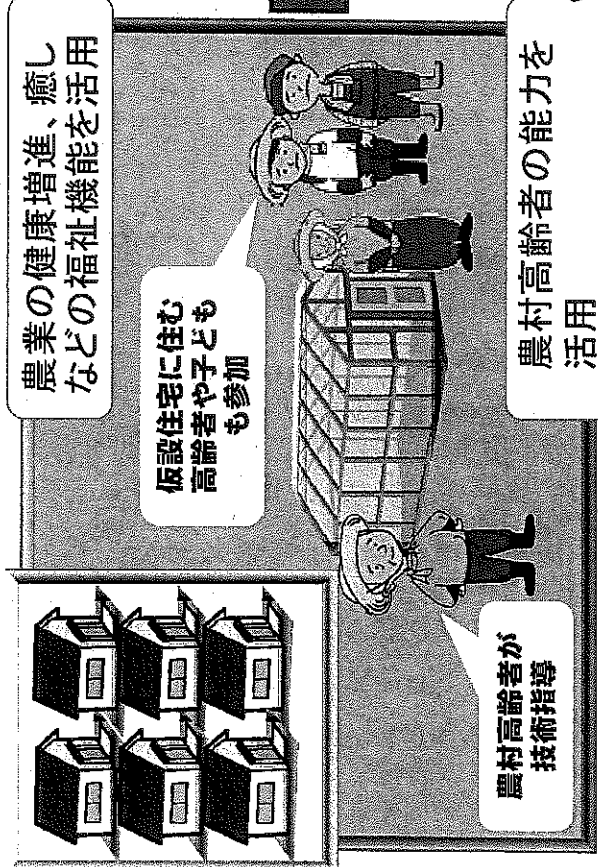
被災地の状況

- 被災3県の仮設住宅戸数 約5万戸

仮設住宅入居者の孤立が懸念

- 農業の経験が豊かな農村高齢者が被災し農業を継続できない

仮設住宅入居者等が利用できる農園を設置



連携モデルの創出

農と福祉の連携促進による新しい営農・雇用形態の創出

事業内容

- ① 仮設住宅入居者等が協働で行う農園活動の企画・運営
- ② 高齢者等が農作業をしやすい営農環境の整備
- ③ 農園の実践活動
- ④ 農村高齢者、先進農家等による農業技術指導の実施

補助率: 定額
(1地区当たり約470万円以内)

事業実施主体: 市町村等

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

【1, 422百万円】

対策のポイント

東日本大震災等の激甚災害により被災した、農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。

<背景／課題>

- ・農林水産業者の経営の維持と安定を図るため、東日本大震災等の激甚災害により被災した農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設の復旧が求められています。

政策目標

被災農林水産業者の持続的な経営の安定に寄与するための災害復旧制度の適切な運用

<主な内容>

1. 事業対象となる施設の所有者

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体

(農林水産業共同利用施設) について

- ・農業協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、公害防止施設など
- ・地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。）、産地市場施設（水産関係施設に限る）など

2. 助成対象

農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にある場合は13万円）以上の災害復旧事業

3. 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
激 甚 災 害	告 示 地 域*	13万円以上	4/10	9/10
	そ の 他 の 地 域	40万円以上	3/10	5/10

(※告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域)

【参考】事業の根拠となる法律

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）

[お問い合わせ先：経営局総務課（03-3502-6442（直））]

食料基地をつなぐ物流拠点機能強化等支援事業

【1, 7 3 3 百万円】

対策のポイント

東北地域全体での食料供給機能の強化を図るため、東日本大震災の被災地における食料の物流拠点の整備等に対する支援を行います。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、卸売市場、仙台（岩沼）の食料物流拠点に壊滅的被害が生じ、食料供給網が停止しました。このため、東北地方はもとより首都圏等でも食料供給が停止し、社会的混乱が発生しました。
- ・一方、石巻、釜石等の飼料供給拠点港に壊滅的被害が生じましたが、新潟を代替港として円滑な供給を確保しました。このように、災害時に機能する食料供給基地をつなぐための物流拠点の機能強化が不可欠です。

政策目標

支援対象物流拠点の事業終了後の稼働率が10%以上増加。

<主な内容>

1. 食料の物流拠点の構築に係る協議会の設置

12百万円

東北地域において災害時でも円滑な食料供給を可能とする物流拠点を構築するため、被災地以外の地域を含めて関係者（国・地方自治体（道路、港湾含む）、食品事業者、物流業者等）からなる協議会の設置・運営に対する支援を行います。

開催地：岩手県、宮城県、福島県
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 食料の物流拠点の機能強化

1, 721百万円

加工食品卸業者、食品製造業者等が共同・連携して、被災地（岩手県、宮城県、福島県）における物流拠点の新設や増改築を行う場合に支援を行います。

補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

食料産業局食品小売サービス課 （03-3502-7659（直））

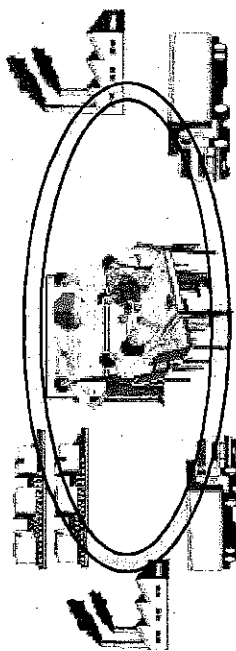
食料基地をつなぐ物流拠点機能強化等支援事業【1,733百万円】

東日本大震災の被災地における食料の物流拠点の整備等に対する支援を行うことにより、東北地域全体での食料供給機能を強化

1. 食料の物流拠点の構築に係る協議会の設置【12.2百万円】

東北地域で災害時においても円滑な食料供給を可能とする物流拠点を構築するため、被災地以外の関係者も含めた協議会の設置・運営にかかる費用を支援

(開催地) 岩手県、宮城県、福島県
(補助率) 定額
(交付先) 民間団体



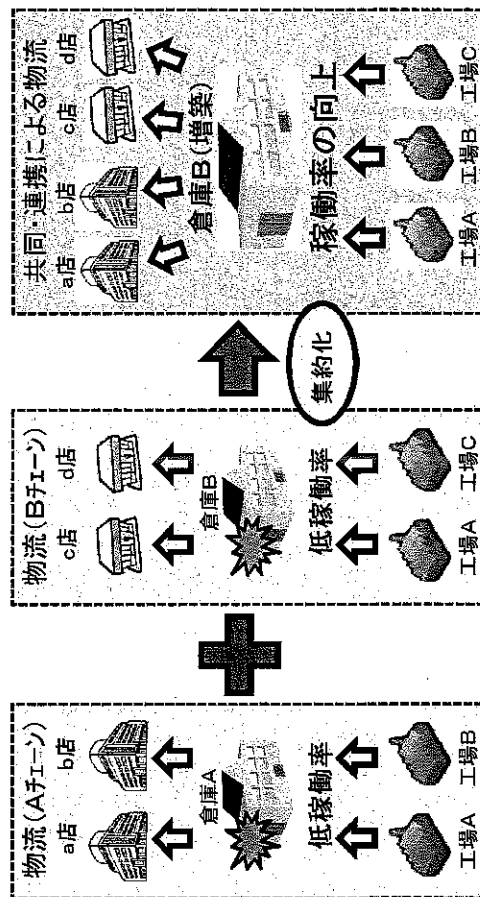
【協議事項：例】

○地方自治体・行政、食品関連事業者、物流業者等の関係者が集まり、個々では解決できなかった平時と緊急時における物流ネットワークの構築や在庫のあり方等について協議

2. 食料の物流拠点の機能強化【1,721百万円】

食品製造業者、加工食品卸業者等の共同・連携による、被災地の物流拠点の新設や増改築を支援

(対象地域) 岩手県、宮城県、福島県(増改築5地区、新設5地区を想定)
(補助率) 1/2
(交付先) 民間団体



【支援対象：例】

○被災した物流拠点の集約化
→ 倉庫上屋の増改築、倉庫装置の増設
○被災した食品製造業者・卸・小売業の新たな物流拠点の整備
→ 自動倉庫の新設、入出庫システムの導入

卸売市場施設災害復旧事業

【300百万円】

対策のポイント

被災地に対する生鮮食料品等の安定的な供給体制を早急に確保するため、被災した卸売市場の復旧を強力に支援します。

＜背景／課題＞

- ・今般の東日本大震災により、被災地域の卸売市場は甚大な被害を受け、国民生活に欠くことのできない生鮮食料品等の流通状況は悪化しており、被災地域に対する生鮮食料品等の安定的な供給体制を早急に確保することが必要です。

政策目標

地震により甚大な被害を受けた卸売市場施設の早急な機能復旧等を図り、生鮮食料品等の安定的な供給体制を早急に確保

＜主な内容＞

卸売市場施設災害復旧事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた卸売市場の早急な復旧等のため、卸売場、食肉関連施設、冷蔵庫施設、電気・給排水設備等の施設整備に対し支援します。

補助率：中央卸売市場 2／3、地方卸売市場 1／2、1／3
事業実施主体：卸売市場の開設者（地方公共団体、民間団体等）

お問い合わせ先：

食料産業局食品製造卸売課 （03-6744-2059（直））

卸売市場施設災害復旧事業

【300百万円】

東日本大震災により、津波の被害を受けた地方卸売市場を卸売市場施設災害復旧事業により、復旧・機能高度化を図り、被災地域の生鮮食料品等の安定的な供給体制を確保。

補助率: 1/2 (機能高度化は 1/3)

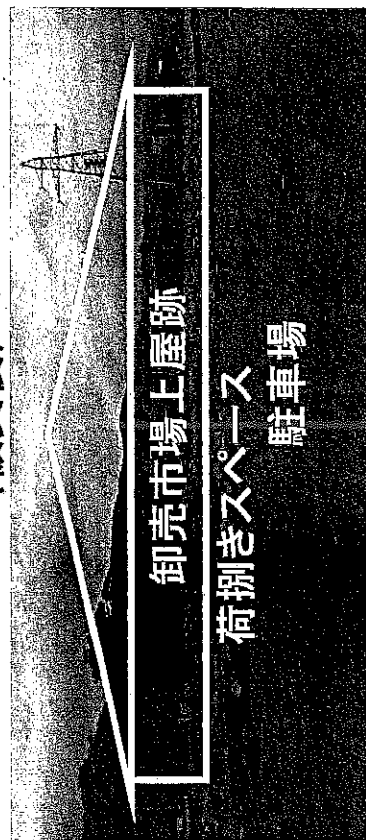
交付先: 国→県→市場開設者

補助対象: 津波により全壊の被害を受けた
地方卸売市場

〈被災前〉



〈被災後〉



【参考】

卸売市場施設の災害復旧は、1次補正予算において、中央卸売市場に対しては「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により補助率を4/10から2/3へ嵩上げ、地方卸売市場に対しては補助対象を拡大するとともに、補助率を1/3から1/2へ嵩上げ(阪神・淡路大震災の対応と同じ措置)

6次産業化先導モデル育成事業

【1, 387百万円】

対策のポイント

被災地の農林漁業者等と食品産業事業者等との協力や、被災地の農林漁業への新技術導入等により、6次産業化を進める先導的取組を支援します。

* 被災地とは青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

<背景／課題>

- ・今後、東北地方を新たな食料供給基地として再生していくためには、特に甚大な被害を受けた被災地における農林漁業者等が早期に経営を再開することが不可欠となっていますが、そのためには、高付加価値化、低コスト化、農業経営の多角化といった戦略を組み合わせることが必要です。
- ・このため、被災地の農林漁業者等と食品産業事業者等との協力や、被災地の農林漁業への新技術導入等により、被災地を核とする東北地方の6次産業化を進める先導的取組を支援します。

政策目標

被災地における農林漁業者等の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出、雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進

<主な内容>

1. 施設整備

1, 375百万円

被災地・被災地以外の地域における農林漁業者、食品産業事業者等が連携して、

① 被災地において農林漁業者等を雇用する取組

② 被災地において6次産業化を推進する取組

等を行う場合に、農林水産物生産施設、農林水産物加工施設、食品加工・販売施設等の整備を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体

2. 6次産業化推進計画の策定

3百万円

農林漁業者、食品産業事業者、観光業者等が連携し、被災地の農林水産物を加工することにより付加価値を高める取組やそれらの加工施設等を訪ねる観光の促進等の取組を進める6次産業化推進計画の策定を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体

3. 被災地の農林漁業への新技術導入等の実証

9百万円

被災地の農林漁業において、新技術導入による生産方式改良等を図るための技術実証の実施を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1の事業 食料産業局産業連携課 (03-6744-2063 (直))
2・3の事業 食料産業局新事業創出課 (03-6738-6169 (直))

6次産業化先導モデル育成事業

【1,387百万円】

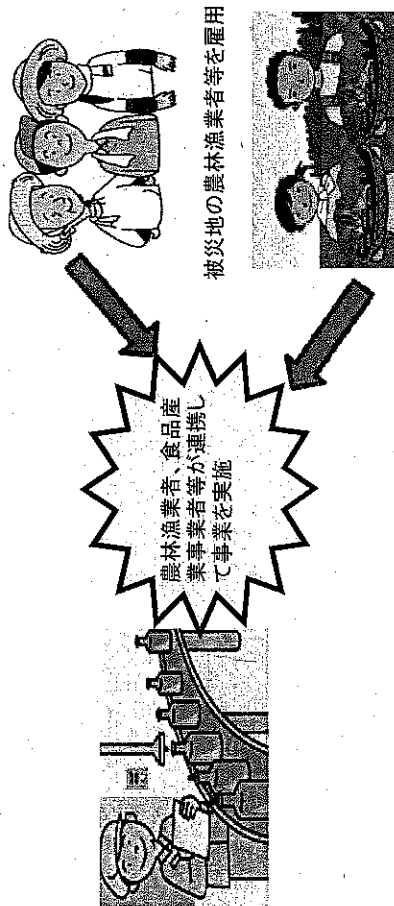
被災地の農林漁業者等による、生産・加工施設の整備、食品産業事業者・観光業者等との連携や、被災地の農林漁業への新技術導入等を支援し、先導的な6次産業化の取組を推進

＜主な内容＞

1. 施設整備

【1,375百万円】

被災地以外の地域も含めた農林漁業者、食品産業事業者等が連携し、被災地において、①農林漁業者等の雇用、②6次産業化の推進、を行う場合に、農林水産物の生産・加工施設、食品加工工場・販売施設等の整備を支援（25地区を想定）



対象地域
青森、岩手、宮城、
福島、茨城

補助率

1,2の事業: 国1/2、民間団体1/2
3の事業 : 定額

交付先 国→民間団体

2. 6次産業化推進計画の策定

【300万円】

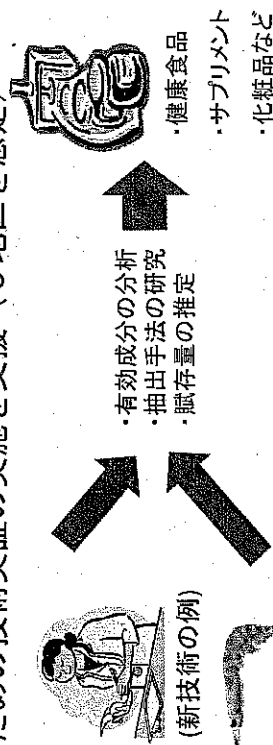
農林漁業者、食品産業事業者、観光業者等が連携し、被災地の農林水産物加工品の付加価値を高める取組や、当該加工施設等を訪ねる取組等を進める6次産業化推進計画の策定を支援（3地区を想定）



3. 被災地の農林漁業への新技術導入等の実証

【900万円】

被災地の農林漁業において、新技術導入による生産方式改良等を図るための技術実証の実施を支援（9地区を想定）



漁獲量の多くが未利用のイサダを、サプリメント等、医薬連携により高付加価値化し、新たな販路を構築

農山漁村再生可能エネルギー導入事業

【331百万円】

対策のポイント

再生可能エネルギーに活用できる資源が農山漁村に多く賦存する被災地域において、導入可能性調査と供給施設の整備を他地域に先駆けて緊急に行い、大震災の教訓を生かした国づくりを先導します。

<背景／課題>

- ・福島第1原発の事故を受け、再生可能エネルギーの導入促進により集権型から分権型の新たなエネルギーシステムへの移行が急務となっています。
- (関連データ)
- ・我が国の総発電量：1兆kWh/年（うち、再生可能エネルギー：880億kWh/年）
- ・支払われる総電気料金：16兆円/年
- ・福島第1原発と同量の発電量を確保するために必要な面積（太陽光発電のケース）：約6.3万ha
- ・森林・農地が国土に占める割合：約8割（森林66.4%、農地12.5%）
- ・耕作放棄地のうち発電に利用可能な面積：約17万ha

政策目標

発電電力量に占める再生可能エネルギー（大規模水力を除く。）の割合を今後3年間で3倍にし、2020年代初頭の再生可能エネルギー比率20%の実現に貢献

<主な内容>

1. 被災地域における再生可能エネルギー導入可能性調査 31百万円
被災地域（岩手県、宮城県、福島県（隣接県の県境付近含む。））の農林地、海域や太陽光、風、水、バイオマス等の資源の活用による再生可能エネルギーの導入可能性を明らかにするとともに、他地域でも活用可能な効率的な調査手法を確立します。
（委託先：民間団体）
2. 小水力発電導入調査設計 170百万円
小水力発電導入に係る調査設計を実施します。
（委託先：民間団体）
3. 再生可能エネルギー導入調査設計及び施設整備 130百万円
被災地域の農山漁村の自然条件等に応じた小水力・太陽光発電設備等再生可能エネルギーの導入に係る調査設計、再生可能エネルギー供給施設整備及びこれと併せて行う需要施設整備等を支援します。
（補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体）

お問い合わせ先：
1、3の事業 食料産業局再生可能エネルギーグループ（03-6744-1507（直））
2、3の事業 農村振興局農村整備官（03-6744-2209（直））

農山漁村再生可能エネルギー導入事業(H23第3次補正)

被災地域において地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を応援します。

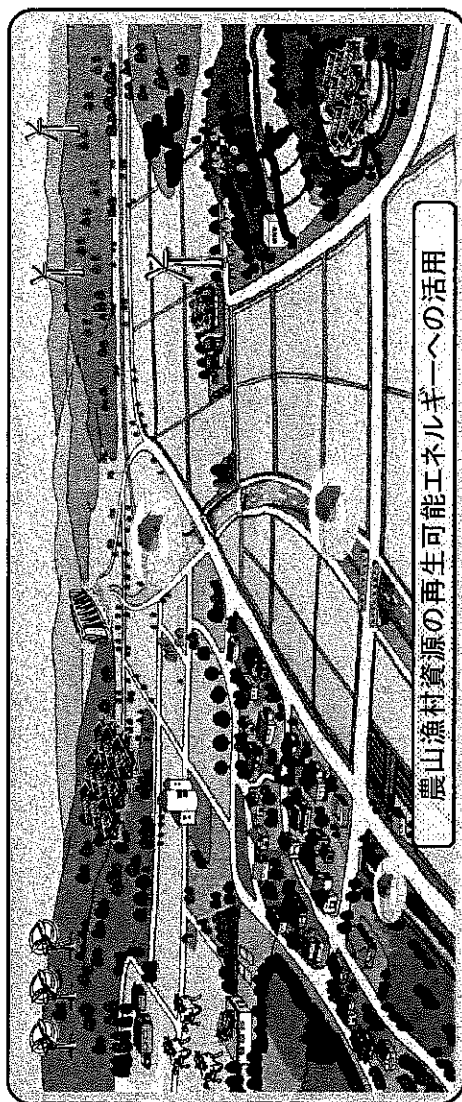
【331百万円】

1. 再生可能エネルギー導入調査

【31百万円】

【事業内容】

- ・被災地域(岩手県、宮城県、福島県(県境地域を含む。))で農林地、海域や太陽光、風、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入可能性を明らかにします。
- ・導入可能性調査の手法を確立します。
(委託先)民間団体



農山漁村資源の再生可能エネルギーへの活用

2. 小水力発電導入調査設計

【170百万円】

【事業内容】

- ・国営造成施設において、小水力発電施設導入に向けた調査や設計を実施します。
(委託先)民間団体



3. 再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備

【130百万円】

①一般型

【事業内容】

- ・小水力・太陽光発電設備など再生可能エネルギー導入に係る調査設計や施設整備を支援します。

(補助率)調査設計(定額)・施設整備(1/2以内)

(事業実施主体)民間団体

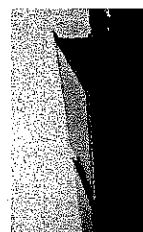
②小規模簡易型

【事業内容】

- ・マイクロ水力発電施設(出力100kW以下)を活用したモデル的な取組を支援します。

(補助率)調査設計(定額)・施設整備(1/2以内))

(事業実施主体)民間団体



農産物等輸出回復事業

【100百万円】

対策のポイント

諸外国における試食販売等のプロモーションを実施し、日本産食品等の輸出回復に努めます。

<背景／課題>

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、40を超える国・地域が、我が国の食品について、輸入規制を実施しています。
- ・また、貿易統計によると、食料品の輸出は前年同月比で23年4月が22.9%の減少、5月が22.2%の減少と、大きな打撃を受けています。
- ・この様に大幅に減少した輸出を回復するためには、メディア等を活用した情報発信に加え、輸出先国・地域の一般消費者等に対して直接的に働きかけることが重要です。
- ・本事業では、輸出先国・地域の一般消費者等に対し、試飲食や料理デモ、実演販売等による直接的なプロモーションを実施し、需要を喚起することで、縮小した日本産食品の輸出の回復を図ります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする

<主な内容>

日本産食品の主要な輸出先国・地域の大型量販店や高級スーパー等、日本産食品の購買層が多数訪れる場を活用して、日本産食品の実演販売、試食、料理デモ等の一般消費者等に対する直接的なプロモーションの実施を通じて、日本産食品に対する購買意欲を刺激し、縮小した日本産食品の輸出の回復を図ります。

委託先：民間団体

お問い合わせ先：

食料産業局食品小売サービス課外食産業室(03-6744-0481(直))

農産物等輸出回復事業

【100百万円】

日本産食品等の安全性や魅力に関する情報を諸外国で発信し、日本産食品等の信頼と輸出の回復を図る

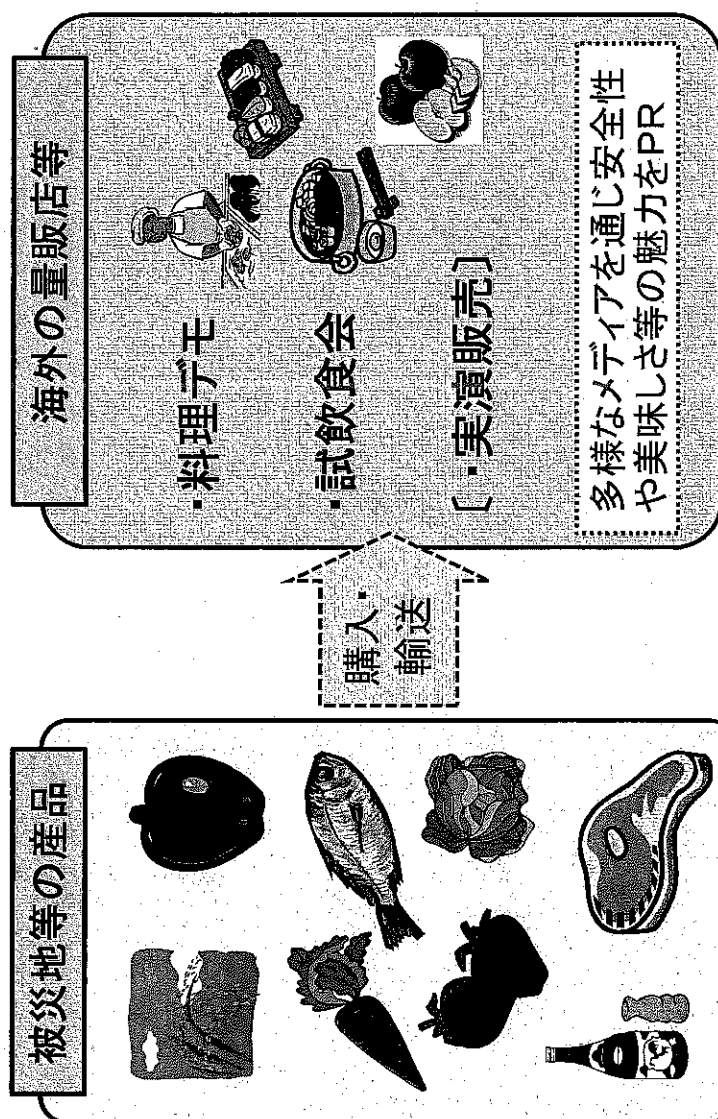
海外の大規模量販店等において、被災地域等の日本産品の料理デモ、試飲食会、実演販売、情報発信等を実施。

- ・実施地域：4ヶ国(6都市)
(香港、シンガポール、台湾(台北、高雄)、米国(NY、LA))
- ・補助率：定額
- ・委託先：国→民間団体

(参考)

- ・原発事故を受けて40を超える国・地域が輸入規制を実施
- ・日本産食品の輸出は、23年4月▲22.9% 5月▲22.2% (貿易統計)と大幅に減少

(イメージ)



(注：実演販売にかかる経費については実施者負担)

農産物等消費拡大推進事業

【210百万円】

対策のポイント

被災地及び周辺地域で生産された農産物等の積極的な消費を推進します。

<背景／課題>

- ・政府が進める「復興アクション」の一環として、被災地及び周辺地域で生産・加工された食品の積極的な消費を通じ、被災地の復興を応援する取組である「食べて応援しよう！」を農林水産省として推進していますが、これには継続的な取組が必要となっています。
- ・このため、消費者の国産農林水産物等に対する信頼を確保し、被災地及び周辺地域で生産された農産物等が風評に惑わされることなく選択されるよう消費拡大関連の活動が必要です。

政策目標

「食べて応援しよう！」に賛同する企業等による経済効果を68億円拡大（平成23年度）

<主な内容>

国産農林水産物のPR活動

被災地の復興を応援する取組と併せて、消費者の国産農林水産物等に対する信頼を確保するための政府の取組をPRし、被災地及び周辺地域で生産された農産物等の消費の拡大を推進するとともに、このような政府の取組に賛同する企業等のネットワークを活用し、民間事業者の被災地応援フェア等の取組の拡大を図り、官民の連携による取組を促進します。

〔補助率：定額〕
事業実施主体：民間団体等〕

〔お問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課（03-6744-2352（直））〕

平成23年度 農産物等消費拡大推進事業

東日本大震災の被災地及び周辺地域で生産された農産物等の消費拡大を推進します

(事業実施主体：民間団体等)

国産農林水産物のPR活動（210百万円）

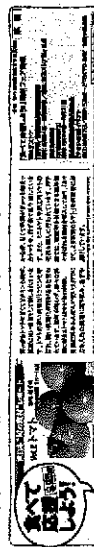
国産農林水産物等の安全性を確保する取組をPRし、被災地及び周辺地域で生産された農産物等の消費拡大を推進する広報を展開。

【テレビCM】

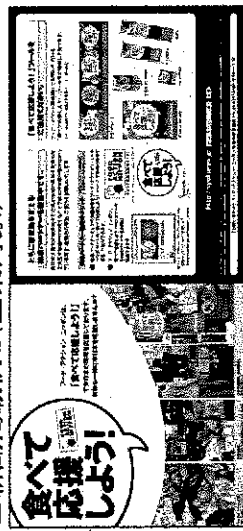


【新聞・雑誌】

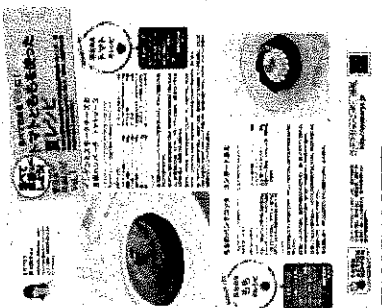
■新聞掲載例1（消費者対象）



■新聞掲載例2（企業対象）



■雑誌掲載例（消費者対象）



官民連携

民間事業者の取組の拡大

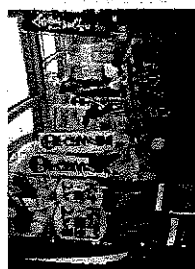
左記の取組に賛同する企業等のネットワークを活用し、民間事業者の被災地応援フェア等の取組を拡大。

【「食べて応援しよう！」キャンペーンの展開】

■「食べて応援しよう！」ロゴマークを掲出



■各種イベントにおける取組例



■百貨店における物産展の例



■販促ツール（のぼり、ポスター）の活用



■小売店における応援フェアの例



被災地の復興のための先端技術展開事業

【430百万円】

対策のポイント

被災地域を新たな食料供給基地として再生するため、先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究を実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災の被災地を早期に復興し新たな食料供給基地として再生するため、我が国に蓄積されている多数の農林水産分野の先端技術を組合せ、最適化し、被災地域内で早急に実証する研究を行い、その普及・実用化を促進することが必要です。
- ・このため被災地の復興計画を踏まえ、既に確立された技術シーズを組合せ最適化して導入するための大規模な実証研究を早期に開始し、速やかにその成果を復旧・復興に活用するとともに、最適化された技術を体系化し、成長力のある新たな農林水産産業を育成することが重要です。

政策目標

- 先端技術を用いた被災地の農林水産産業の復興
- 技術革新を通じた成長力のある新たな農林水産産業の育成

<主な内容>

被災地の復興計画を踏まえつつ、被災地内に「研究・実証地区」を整備し、被災地の復旧・復興を促進可能な先端技術の実証研究を実施します。

1. 研究・実証地区整備費

65百万円

- (1) 被災地域内に「農業・農村型」、「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設定し各種実証研究を展開するために必要となる環境整備を行います。
- (2) 研究・実証地区内もしくは近傍に、実証研究に関わる全国の産学官の研究者が研究情報の共有や相互の調整を行うとともに、全国の研究機関および農林漁業者等への情報発信を行う拠点機能をもつ開放型研究室を整備します。

2. 実証研究委託費

365百万円

(1) そ菜・果樹実証研究

被災地域周辺で生産可能な野菜中の機能性成分の評価および生産環境に伴う同成分の変化に係る調査、津波被災地でも迅速に展開可能な果樹栽培技術に関する実証研究を実施します。

(2) 施設園芸実証研究

トマトおよびイチゴの高品質な生産を進めるため、太陽光を利用した試験用の大規模園芸施設を設置するとともに、各種環境制御技術及び生産支援システムの導入試験を実施します。

(3) 水産業・増養殖業実証研究

ウニおよびアワビの放流用種苗の増殖システムを導入し、飼育環境を制御した緊急増殖技術の実証研究を実施します。

〔 補助率：定額 事業実施主体：民間団体等 〕

〔お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-5530 (直)) 〕

被災地の復興のための先端技術展開事業

【430百万円】

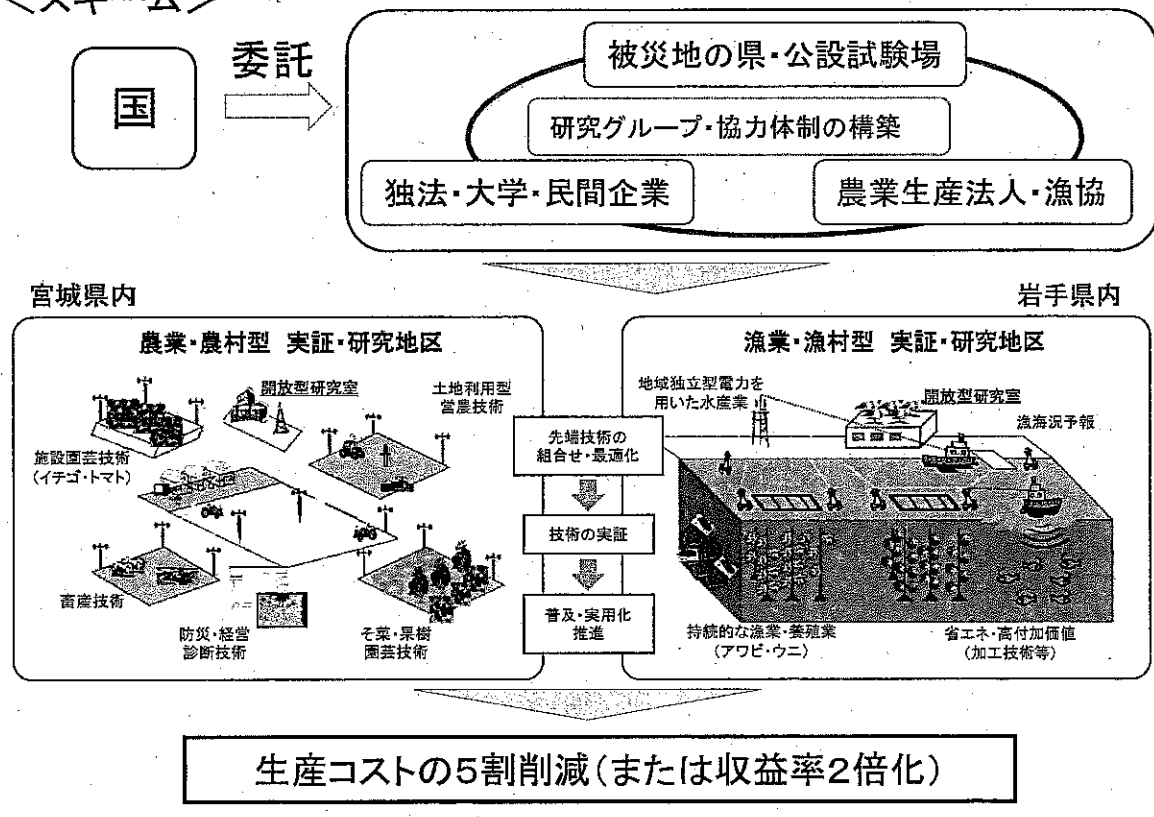
背景

- ◆被災地域では農業生産者が被災しており、一日も早い地域農業の再生に向け、先端技術を駆使した新しい農業技術が必要とされる可能性。
- ◆従来にない規模で先端技術の実証を行い、成長産業としての新たな農業を提案する必要。
- ◆震災により激変した海洋生態系を解明し、科学的知見を活用して漁場や資源の回復を促進する必要。

研究方法

- ◆被災地域内に「農業・農村型」「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設定、地域住民と協力しつつ研究を実施。
- ◆この際には、既に確立された技術シーズを組合せ、実用化研究により最適化し、速やかにその成果を復旧・復興に活用。また最適化された技術を体系化し、新しい産業としての農林水産業を支える技術として発信。

<スキーム>



先端技術を用いた被災地の農林水産業の復興
技術革新を通じた成長力のある新たな農林水産業の育成

農山漁村被災者受入円滑化支援事業

【193百万円】

対策のポイント

被災地から他の地域への移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入れ情報の提供や受入れ地域とのマッチング等の支援を行います。

＜背景／課題＞

- ・現在、農林水産省では、東日本大震災の被災者支援の一環として、「農山漁村被災者受入れ情報システム」により、農山漁村地域における農地、雇用、住まい等の受入れ情報を被害を受けた地域に提供しているところですが、このところ、他の地域での営農や雇用を希望する被災農家等が増えています。
- ・こうした状況を踏まえ、他の地域において営農の再開を希望する被災農家等に対し、受入れ地域とのマッチング等のきめ細やかな支援を実施し、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を進めます。

政策目標

本事業を活用して被災地域から移転した農家の離農率が全国平均以下であること

＜主な内容＞

「農山漁村被災者受入れ情報システム」による情報提供に加え、世話人が被災農家等と受け入れ可能な農山漁村地域との適切なマッチングを行うことにより、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を進めます。

(1) 関係機関との調整

6百万円

他の地域への移転を希望する被災農家等の地元市町村等との調整を行います。

(2) 被災農家等の意向確認

149百万円

被災農家等への受入れ情報等の提供・説明や訪問等による今後の意向の確認を実施します。

(3) 被災農家等と受入れ地域とのマッチング

38百万円

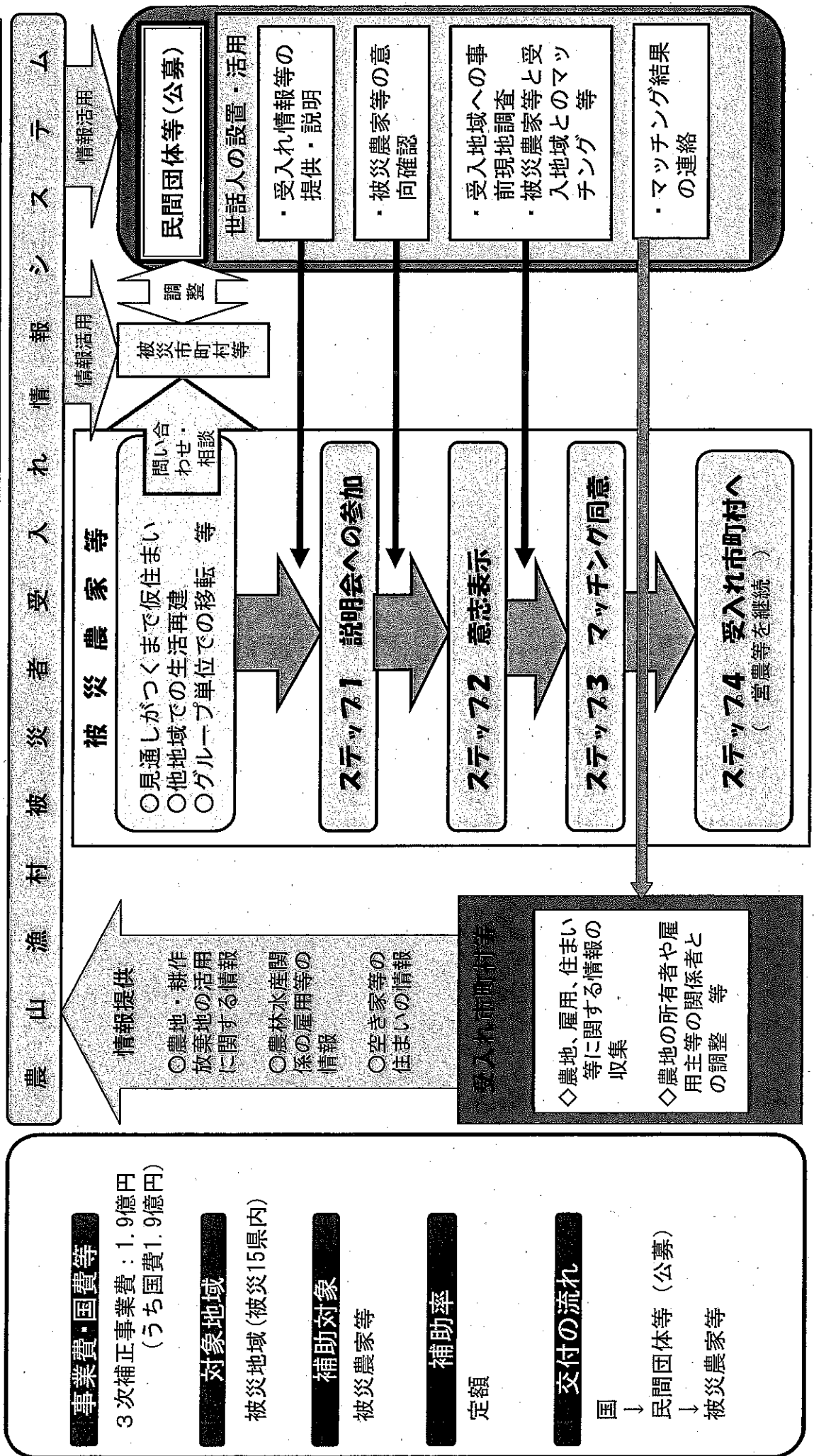
受入れ地域における農地の状況等の事前調査や、移転を希望する被災農家等と受入れ側の地域とのマッチング等を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
農村振興局中山間地域振興課 (03-6744-2498 (直))

農山漁村被災者受入円滑化支援事業

○ 被災地から他の地域へ移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、「農山漁村被災者受入れ情報システム」による農地、雇用、住まい等に関する情報の提供に加え、受入れ可能な農山漁村地域とのマッチングの推進等の支援を実施。



食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業

【547百万円】

対策のポイント

東日本大震災を契機に重要性が再認識された『人と人との絆』を活かし、農山漁村コミュニティの維持・再生を図る自立的な取組への支援やボランティア活動と農山漁村のニーズとのマッチングを実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災を契機に重要性が再認識された『人と人との絆』を活かしつつ、被災した農山漁村地域の早期復興を図ることが喫緊の課題です。
- ・このためには、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組を推進することにより、農山漁村コミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るとともに、都市住民、企業、NPOなど国民各層による被災農山漁村におけるボランティア活動への参加を促進する必要があります。

政策目標

約20億円規模の集落型の経済活動を創出（平成25年度）
被災農山漁村における4万人のボランティア参加（平成23年度）

<主な内容>

1. 農山漁村コミュニティ活性化対策

300百万円

東日本大震災で被災した農山漁村の早期復興に向け、農山漁村のコミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るため、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組について、国が集落等に対し直接支援します。

（ 補助率：定額（1地区当たり上限500万円又は250万円）
事業実施主体：集落等 ）

2. 被災農山漁村ふるさと応援対策

247百万円

被災農山漁村において、農林漁業の再開やそれに関連する集落共同活動等に係る都市住民、企業、NPOなど国民各層によるボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア希望者と被災農山漁村におけるニーズとのマッチングを行う民間団体等の活動を支援するとともに、ポータルサイトの構築及び普及・啓発を行います。

（ 補助率：定額、ほか委託費
事業実施主体：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030（直））]

復興木材安定供給等対策 (「森林整備加速化・林業再生基金」の延長)

【139,946百万円】

対策のポイント

復興に必要な木材を安定供給するために必要な搬出間伐の実施、路網や木材加工施設の整備等川上から川下に至る総合的な取組を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、東北地方では多くの住宅等が被災するとともに沿岸部を中心として木材加工施設等に壊滅的な被害をもたらしました。
- ・今後、本格的に被災した住宅等の復興が始まる中、被災地域だけでは賄いきれない復興に必要な木材を全国規模で安定供給するための対策等を講じる必要があります。
- ・現下の円高状況下でも輸入材に対抗できる体制を確立し、内需振興型産業である林業、木材産業の再生を図る必要があります。

政策目標

平成27年度（集中復興期間）までに復興に必要な木材を安定供給する体制を構築

<主な内容>

平成21年度第1次補正予算で各都道府県に造成した森林整備加速化・林業再生基金を延長して、地域の課題解決に向けた以下のような取組を支援します。

- ①地域協議会の運営、調査等
- ②復興木材確保に資する間伐の実施
- ③効率的な木材生産に必要な林内路網の整備
- ④森林境界の明確化
- ⑤被災地域の復興に必要な原木を増産するための林業機械の整備
- ⑥間伐材原木等の流通コスト支援
- ⑦木材加工流通施設の体制整備
- ⑧バイオマス関連施設の体制整備

補助率：定額、1／2

事業実施主体：地方公共団体、森林組合、民間事業者等

お問い合わせ先：

事業全体、①、④	林野庁計画課	(03-6744-2300 (直))
②、③	林野庁整備課	(03-6744-2303 (直))
⑤	林野庁経営課	(03-3502-8055 (直))
⑥、⑦	林野庁木材産業課	(03-6744-2294 (直))
⑧	林野庁木材利用課	(03-6744-2297 (直))

木材加工流通施設等復旧対策

【11, 240百万円】

対策のポイント

被災した木材加工流通施設の復旧等や特用林産施設等の復旧・再建、被災した林業機械の復旧を支援します。

＜背景／課題＞

- 被災地の一刻も早い復旧のためには、木材加工流通施設や特用林産施設等の復旧・再建を支援することによって、地域経済の再生と雇用の創出に寄与するとともに、必要となる木材を安定的に供給して行くことが急務です。
- 被災した木材加工流通施設や特用林産施設等の復旧、津波により流出した林業機械にかわる高性能林業機械等の復旧・整備等を支援し、木材等の安定的な生産、供給体制を再建します。また、地域の主要産業である林業・木材産業の活動を再開すること等により、地域住民の雇用・生活の場を確保していくこととします。

政策目標

被災した木材加工流通施設や特用林産施設等での安定的な生産、供給体制の再建（被災した施設等の地域材95万m³の生産能力の復旧等）

＜主な内容＞

1. 木材加工流通施設の復旧等

10,810百万円

被災した製材、合板、チップ工場等の施設整備（点検修理・復旧等）を支援します。

補助率：1／2

事業実施主体：森林組合、素材生産業者、木材加工業者、林業者等の組織する団体等からなる協議会等の構成員

2. 特用林産施設等復旧・再建対策

290百万円

（1）特用林産施設等の復旧対策

きのこや木炭等特用林産物の生産、加工及び流通施設の復旧、被災事業者の次期生産に必要な生産資材の購入を支援します。

（2）放射性物質の防除対策

ほだ木の洗浄機械や簡易ハウスなど放射性物質の防除施設の整備を支援します。

（3）種苗生産施設の復旧・整備

被災した種苗生産施設の復旧等のための廃棄、土壌分析、土壌改良、育苗機械や施設整備等を支援します。

補助率：1／2

事業実施主体：森林組合、農事組合法人、林業者の組織する団体等

3. 林業機械の復旧

140百万円

被災地域における、被災した高性能林業機械等の復旧・整備を支援します。

補助率：1／2

事業実施主体：森林組合、林業事業者等

お問い合わせ先：		
1の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2291 (直))
2(1)、(2)の事業	林野庁経営課	(03-3502-8059 (直))
2(3)の事業	林野庁研究・保全課	(03-3502-8243 (直))
3の事業	林野庁経営課	(03-3502-8055 (直))

木質バイオマス関連施設の整備

【9, 473百万円】

対策のポイント

東日本大震災からの復興に向け、被災地において木質系震災廃棄物等をエネルギー利用するために必要な施設整備に対して支援します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災からの復興に向けて、新しいまちづくりを推進するに当たっては、膨大な木質系震災廃棄物をエネルギー利用するとともに、その処理終了後は、未利用間伐材等を活用してエネルギーを持続的かつ安定的に供給することにより、林業の活性化や雇用の確保等を図ることが重要な課題です。
- ・このため、被災地において、木質系震災廃棄物や未利用間伐材等をエネルギー利用するために必要な施設整備に対して支援します。

政策目標

木質系震災廃棄物や未利用間伐材等を活用し、持続的かつ安定的なエネルギー利用を促進

＜主な内容＞

被災地域において木質系震災廃棄物や未利用間伐材等を活用する木質バイオマス発電施設・熱供給施設・木質燃料製造施設等の整備に対し支援します。

〔 補助率：1／2以内
事業実施主体：民間事業者等 〕

〔お問い合わせ先：林野庁木材利用課 （03-6744-2297（直））〕

山林施設災害復旧等事業（公共）

【39, 230百万円】

対策のポイント

地震や津波により被災した治山施設等を早期に復旧し、再度災害の発生を防止します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生するとともに、地震による山腹崩壊や林道の損壊が発生しており、放置すると豪雨や風浪等により再度災害が発生するおそれが高いこと等から早期に復旧することが必要です。
- ・また、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉などに効果を発揮した海岸部の保安林は、樹木が壊滅的な被害を受けただけでなく、その造成基盤である地盤も侵食等により被災しており、海岸部の保安林の早期再生を図るため、被災した地盤の復旧を早急に図る必要があります。

政策目標

被災した山林施設等の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 山林施設災害復旧事業

38, 919百万円

地震、津波により被災した治山施設、林道施設の災害復旧を実施します。

〔 国費率（基本）：10／10、2／3、6.5／10、5／10※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合等 〕

2. 山林施設災害関連事業

311百万円

施設災害復旧事業を実施するのみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと併せて行う当該被災施設又はこれを含めた一連の施設の改良事業等を実施します。

〔 国費率（基本）：10／10、5／10※
事業実施主体：国、都道府県 〕

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による嵩上げ制度あり

上記のほか、台風12号等に係る災害復旧等事業80, 603百万円を計上

お問い合わせ先：

1. 治山施設

林野庁治山課山地災害対策室 (03-3501-4756 (直))

林道施設

林野庁整備課 (03-6744-2304 (直))

2. 林野庁治山課山地災害対策室 (03-3501-4756 (直))

緊急治山対策（公共）

【18,442百万円】

対策のポイント

- ・東日本大震災により発生した山腹崩壊地等における復旧整備、被災した海岸防災林の復旧・再生を推進します。
- ・東海・東南海地震等により再度災害が発生するおそれが高い崩壊地等における復旧整備や津波等に備えた海岸防災林の防潮堤等の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生するとともに、山間地でも山腹崩壊等の被害が多数発生しました。
- ・東海、東南海地震等が高い確率で発生すると想定される中で津波や山地災害に対する住民の不安が高まっており、緊急的に対応する必要がある崩壊地の復旧対策等が急務となっています。

政策目標

緊急的な治山対策による被災地及び東海・東南海地震等により災害発生のおそれが高い地域の災害防止

<主な内容>

1. 緊急復旧治山、海岸防災林復旧・再生対策（被災地対策）

東日本大震災で発生した山腹崩壊地等における復旧整備や被災した海岸防災林の復旧・再生を実施します。

2. 緊急復旧治山、海岸防災林機能強化対策（全国防災対策）

東海・東南海地震等により、災害の危険性が高く地域住民の不安が高まっている地域など、緊急的に対応する必要がある崩壊地等の集中的な復旧整備、津波等に備えた海岸防災林の防潮堤等の整備を実施します。

復旧治山事業	11,227百万円	
防災林造成事業	1,923百万円	
民有林直轄治山事業	1,199百万円	等
国費率：10/10、2/3、1/2等		
事業実施主体：国、都道府県		

（※海岸防災林の整備は、防災林造成事業及び民有林直轄治山事業に含まれる。）

[お問い合わせ先：林野庁治山課（03-6744-2308（直））]

復興支援森林整備緊急対策（公共）

【15, 575百万円】

対策のポイント

被災地等において間伐等の森林施業と丈夫で簡易な路網の開設や既設路網の機能強化等の基盤づくりを実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、林地荒廃や林道施設等の被害が発生している中、今後、台風や豪雨等により更なる被害の拡大が懸念されることから、間伐等の森林施業を行い、森林の公益的機能を持続的に発揮する、「災害に強い森林づくり」を推進することが必要です。
- ・また、円高が進行する中、輸入木材価格が下落し、国産材価格にも影響を及ぼす恐れがあることから、路網の整備と計画的な施業を一体的に実施すること等により低コスト化を図り、搬出間伐を推進し、林業の再生を図ることが必要です。
- ・さらに、間伐や除伐等の森林施業は、山村地域における雇用を創出し、地域の活性化に貢献することが期待されています。

政策目標

- 森林の公益的機能の発揮により「災害に強い森林づくり」を推進
- 間伐等森林施業の低コスト化の推進
- 山村地域における雇用を創出

<主な内容>

1. 復興支援森林整備緊急対策（被災地対策）

特定被災地方公共団体及び東日本大震災により林地荒廃等の森林被害が発生した地方公共団体等において、適切な間伐等の森林施業と路網の機能強化等の基盤整備を実施します。

2. 復興支援森林整備緊急対策（全国防災対策）

東海・東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定された市町村のうち、過去に林地荒廃等の森林被害が頻発した市町村を中心に、適切な間伐等の森林施業と路網の機能強化等の基盤整備を実施します。

森林環境保全直接支援事業 7, 136百万円
林業専用道整備事業 456百万円 等
国費率：3／10、45／100、10／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者、（独）森林総合研究所 等

お問い合わせ先：

林野庁整備課 （03-6744-2303（直））

震災復興林業人材育成対策事業

【38百万円】

対策のポイント

被災者の円滑な就業を支援するため、新たに雇用した林業事業体による研修等を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災の被災地では、震災に伴い多数の離職者等が生じ、こうした方々に対し、安定した就業先を確保することが喫緊の課題となっています。

政策目標

平成26年度末までに150人の新規就業者の確保

被災者の円滑な就業を支援するため、岩手、宮城、福島の3県において、新たに雇用した林業事業体による以下の研修等に対する支援を実施します。

1. 新規就業者の確保対策

38百万円

雇用主と就業希望者双方の不安を解消するための就業相談会及びトライアル雇用(40人規模)の実施に必要な経費を支援します。

※トライアル雇用：研修生当たり月額9万円等×最大3ヶ月

2. 新規就業者の育成対策

(24年度以降実施予定)

新規就業者が安全かつ効率的な作業を行う知識・技術等を習得するための3年間のOJT研修等(150人規模を予定)の実施に必要な経費を支援します。

※1年目研修：研修生当たり月額9万円等×最大8ヶ月

2, 3年目研修：研修生当たり月額9万円等×最大6ヶ月

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

（お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-1629（直）））

震災復興林業人材育成対策事業

23年度3次補正
要望額38百万円

○ 被災地での課題

被災地では離職者等が増加しており、こうした方々の安定した就業先の確保が必要

※被災3県での離職者数は15万人以上（前年比1.9倍、厚生労働省調べ）

復興基本方針

被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

復興対策

○ 林業分野の雇用の円滑化を支援

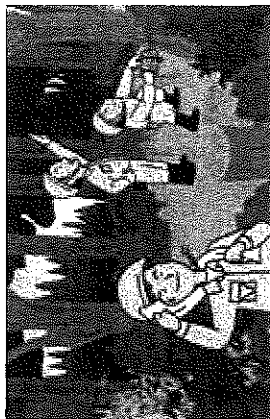
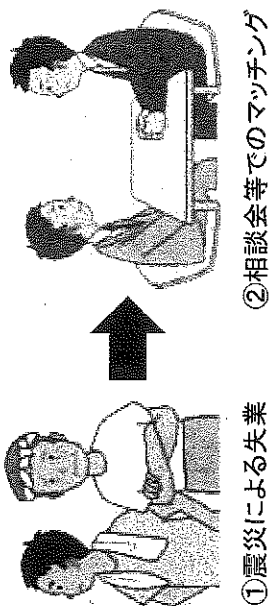
- ①雇用主と就業希望者双方の不安を解消するための就業相談会及びトライアル雇用の実施による就業者の確保
- ②新規就業者に対する安全かつ効率的な作業を行うための3年間の基本的な研修等の実施による新規就業者の育成（23年度3次補正では、23年度内の執行可能分として上記①を要求）

産業の復興と一体となった対策により安定雇用を実現

○ 林業の再生

- ・製材・合板工場等の再生をはじめ、効率的な木材の加工流通体制の構築
- ・未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給

○ 事業のイメージ



目指す姿

- 地域の基幹産業としての林業・木材産業の再生
- 持続可能な林業経営・エネルギー供給体制の構築
- 雇用対策による地域の暮らしの再生

被災地復興への貢献

災害復興林業信用保証事業

【130百万円】

対策のポイント

被災した林業者・木材産業者の災害復旧・復興に必要な資金について、保証料の負担軽減を図ります。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災した林業者・木材産業者が、災害復旧・復興に取り組むための資金の円滑な調達を支援する必要があります。

政策目標

災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化

<主な内容>

被災林業・木材産業者の保証料負担軽減のための支援

被災林業者・木材産業者の災害復旧・復興関係資金の調達に係る保証について、保証利用者の負担軽減を図るために保証料の助成を行います。

補助率：定額
事業実施主体：(独) 農林漁業信用基金

[お問い合わせ先：林野庁企画課（03-3502-8037（直））]

森林・林業関係研究機関緊急復旧事業
(独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金)

【1, 943百万円】

対策のポイント

(独) 森林総合研究所において、被災した施設のうち研究機関として機能の根幹に係る施設の速やかな復旧等を図ります。

<背景/課題>

- ・(独) 森林総合研究所において、東日本大震災により被災した施設のうち研究機関として機能の根幹に係る施設の速やかな復旧等を図る必要があります。
- ・当研究所本所では、全ての電源である特別高圧電力の受変電設備の建屋の壁面や床面に多数の亀裂が生じているとともに、受変電設備そのものの老朽化が著しく、交換部品も入手困難となっていることから、早急に施設の更新を行う必要があります。
- ・また、今後の電力需給の逼迫等による停電にも対応できるよう非常用発電設備の整備拡充を緊急に行う必要があります。

政策目標

**森林・林業関係研究機関の研究基盤の早期回復、復興を支える
研究・技術開発の促進**

<主な内容>

(独) 森林総合研究所における被災施設の復旧及び停電に対応するエネルギー供給施設の整備

(本 所) ①特別高圧受変電設備の建屋修復・設備更新

②構内温水配管の修復

(林木育種センター)

③熱帯温室の修復

④非常用発電設備の整備

(東北支所)

⑤研究本館暖房設備(ボイラー)、各室配備のラジエーター・配管類
並びに浄化槽の改修

⑥非常用発電装置の整備

(東北育種場)

⑦構内引込み及び各施設配電用電力線の修復

⑧非常用発電装置の整備

補助率：定額

事業実施主体：(独) 森林総合研究所

(お問い合わせ先：林野庁研究・保全課(03-6744-2312(直)))

農畜産物・農地土壌等の放射性物質実態調査事業

【364百万円】

対策のポイント

農畜産物・農地土壌等に含まれる放射性物質の濃度に関する調査を実施します。

<背景／課題>

- ・ 本年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、放射性物質の降下が見られた地域等における①農地土壌等の放射性物質による影響の実態調査、②食品衛生法上の暫定規制値を超える農畜産物の流通防止のための放射性物質濃度の調査を実施してきたところです。
- ・ 農畜産物の安全確保を図り、消費者への健康被害を未然に防止する観点から、引き続き農畜産物・農地土壌等の放射性物質濃度について調査するとともに、飼料・肥料等についても放射性物質濃度を調査し、的確な取組を進めていく必要があります。

政策目標

農畜産物・農地土壌等に含まれる放射性物質の濃度を調査し、農畜産物の安全を確保するための的確な取組を支援

<主な内容>

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故により放射性物質の降下が見られた地域等において農畜産物・農地土壌等の放射性物質濃度の調査・分析を実施します。

[事業実施主体：国]

※ 平成23年度第1次補正予算において207百万円を計上

お問い合わせ先：

消費・安全局農産安全管理課 (03-3591-6585 (直))

生産局総務課 (03-6744-7135 (直))

農地除染対策実証事業

【2, 200百万円】

対策のポイント

開発された農地除染技術を様々な現地条件において施工レベルで実証し、適用可能な対策工法として確立します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災に起因して発生した福島第一原発事故は、広範囲にわたる土壌を汚染し、営農活動に対して多大な影響を及ぼしています。
- ・このような状況を踏まえ、農林水産省では放射性物質が含まれる農地の除染技術の開発を行ったところですが、その結果を踏まえ、開発された除染技術を様々な現地条件において施工レベルで実証することにより、作業手順や安全な作業工程、除染効果等を検証し、現地で適用可能な対策工法として確立する必要があります。

政策目標

現地で適用可能な農地除染対策工法を確立し、作業マニュアルを作成

<主な内容>

1. 除染技術の実証

開発された除染技術ごとに、土壌等の条件が異なる複数のほ場において、施工レベルでの実証を行います。

2. 除染効果等の検証

1の実証と併せて、農地土壌等の放射性物質含有量の確認、対策実施前後の空中線量・地下水等のモニタリングなどを実施し、除染技術ごとの効果や周辺環境への影響を検証します。

3. 作業手順等の検証

1の実証を通じて、作業手順、施工方法、土壌の飛散防止対策、オペレーターの安全対策、安全な作業工程等を検証します。

4. 農地除染対策工法の確立

以上の実証・検証を踏まえ、現地で適用可能な農地除染対策工法を確立し、実用的な作業マニュアルを作成します。

国庫負担率：10/10
事業実施主体：国

お問い合わせ先：

農村振興局農村環境課 (03-3502-6041 (直))

農地除染対策実証事業

- 開発された農地除染技術を様々な現地条件において施工レベルで実証し、現地で適用可能な対策工法として確立する。

事業費・国費

事業費 22.0億円
(うち国費 22.0億円)

対象地域

原発被災地

事業主体

国

補助率

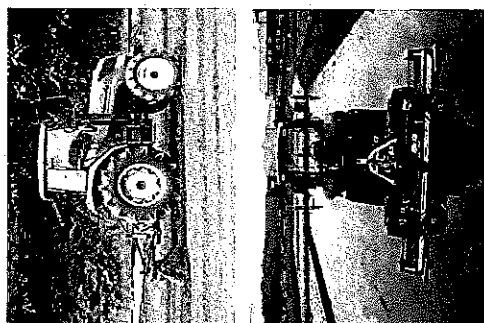
—

交付の流れ

国直轄

開発された 農地除染技術

- ・表土の削り取り
- ・水による
土壌攪拌・除去
- ・反転耕



農地除染対策実証事業の実施

開発された農地除染技術を
様々な現地条件において施
工レベルで実証

1. 除染技術の実証
2. 除染効果等の検証
3. 作業手順等の検証



現地で適用可能な農地除染
対策工法を確立

4. 作業マニュアルの策定

除染対策の着実な推進
ふるさとへの帰還
営農の再開

森林・林業・木材産業に関する放射性物質緊急調査事業

【591百万円】

対策のポイント

森林内の放射性物質の詳細調査や木材製品・特用樹等への影響の調査等を実施します。

<背景／課題>

- ・福島第1原子力発電所の周辺地域の大半は森林が占め、地域の基幹産業である林業・木材産業についても既に深刻な影響がみられています。
- ・放射性物質による影響は長期間にわたることから、今後の森林・林業施策の推進に必要な知見を緊急的に収集・分析し、復興に向けた的確な対策を進める必要があります。

政策目標

汚染実態等を的確に把握し、復興に向けた森林・林業施策を的確に推進

<主な内容>

1. 森林内における放射性物質実態把握調査事業 50百万円
森林内に降下・付着した放射性物質について、森林内の空間分布と空間変位形成メカニズムを解明するため、樹木や土壌等の詳細調査を緊急的に実施します。
2. 安全な特用樹等の安定供給対策事業 60百万円
放射性物質が特用樹等へ与える影響に関する知見の収集・分析、福島原発周辺地域の特用樹等の放射性物質の測定・影響調査を緊急的に実施します。
3. 木材産業に係る放射性物質調査・解析事業 40百万円
原木の受け入れから木材製品の出荷までの工程における木材製品に係る放射性物質の調査・分析及び安全性の検証を実施します。
4. 森林内における放射性物質測定設備の整備 259百万円
(1) 森林内における放射性物質の測定・分析設備等を整備します。
(2) 作業者の安全性の確保に必要な施設等を整備します。
5. 森林域における放射性物質流出抑制対策調査 182百万円
放射性物質を含む土砂の崩壊・流出を抑制する治山対策を検討するため、衛星写真や航空レーザー計測等により危険箇所を把握する調査を実施します。

補助率：1，4の事業は定額
2，3，5の事業は委託費
事業実施主体：1，4の事業は（独）森林総合研究所
2，3，5の事業は民間団体

お問い合わせ先：

1，4の事業	林野庁研究・保全課	(03-3501-3845 (直))
2の事業	林野庁経営課	(03-3502-8059 (直))
3の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2290 (直))
5の事業	林野庁治山課	(03-3502-8208 (直))

森林における除染等実証事業

【205百万円】

対策のポイント

集落周辺等の森林の放射性物質拡散防止・低減及び除染等技術の早期確立・改善に必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組を実質的に推進します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災に伴い発生した原子力発電所事故の影響を受けている地域では、避難している住民等のふるさとへの帰還等を図っていくため、集落周辺や生活基盤となっている森林について、原発事故の影響をできるだけ速やかに取り除くことにより、地域の主要な産業である林業・木材産業の活動を可能とし、地域住民の雇用・生活の場を確保していく必要があります。

政策目標

「森林の除染に関する技術指針（暫定版）」への反映

＜主な内容＞

1. 放射性物質拡散防止・低減に向けた技術実証 103百万円
放射性物質の拡散防止等を図るため、表土流出の防止等に資する森林施業等を行うとともに、森林土木対策（濁水防止工等）を実施し、放射性物質の拡散防止を目的とした技術実証を行います。
2. 除染等の技術実証 100百万円
森林周辺の放射線量の低減を図るとともに、森林から隣接する住宅地や農地等への放射性物質の流出等を防止するため、集落周辺や生活基盤となっている森林における除染等について技術実証を行います。
3. モニタリング・データの蓄積 2百万円
除染技術等の確立に資するよう、1及び2の技術実証を行う箇所において放射性物質の測定等を行います。

1, 2の事業の一部
事業実施主体：国
1, 2, 3の事業 補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

（お問い合わせ先：林野庁研究・保全課 （03-6744-2311（直）））

森林・農地等の放射性物質の除去・低減技術等の開発

【426百万円】

対策のポイント

森林からの放射性物質の拡散防止、農地周辺施設の除染、放射性物質を含む作物等の処分のための減容・安定化に係る技術開発を行います。

また、東日本大震災により甚大な影響を受けた被災地の農林水産・食品産業における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を推進します。

<背景／課題>

- ・福島第一原子力発電所事故の発生を受け、農林水産省では、放射性物質について農地土壌等における除去技術の開発や森林内での低減技術の予備調査等に緊急に取り組んできたところです。しかしながら、被災地での営農再開のためには、農地の除染だけでなく、農地・集落に隣接する森林からの放射性物質の拡散防止、用排水路等の農業用施設、畦畔、農道等の除染、汚染された作物や雑草等を安全かつ効率的に保管するための減容・安定化が求められています。
- ・東日本大震災による甚大な影響を受けた被災地の農林水産業・食品産業における、生産及びこれに関連する流通、加工等の現場の技術的課題の解決に向けた実用技術の早急な開発を推進し、実用化に結びつける必要があります。

政策目標

- 森林内の放射性物質に由来する影響を低減させる技術を開発
- 農業用施設、畦畔、農道等の除染技術を開発
- 放射性物質を含む作物等の安全な減容・安定化技術を開発
- 政策の推進方向や現場の要請に対応した実用技術の開発を推進

<主な内容>

1. 森林・農地周辺施設等の放射性物質の除去・低減技術の開発

(1) 森林内の放射性物質に由来する影響を低減させる技術の開発

①農地・集落に隣接する森林の放射線量を低減させる技術の開発

農地・集落に隣接する森林の落葉等の除去を安全に行う方法を確認するとともに、放射線量の低減効果を実証します。

②森林から流出する水等に含まれる放射性物質の挙動の分析と影響評価

森林から流出する水（水中の土壌粒子等も含む）に含まれる放射性物質の挙動を分析し、降水量、降雨強度との相関や季節変動を明らかにするとともに、宅地、農地等への影響を評価します。

(2) 農業用施設、畦畔、農道等の除染技術の開発

放射性物質で汚染された用排水路等の農業用施設、畦畔、農道等の農地の周辺にある施設等の除染技術の開発・実証を行います。

(3) 放射性物質を含む作物等の安全な減容・安定化技術の開発

放射性物質で汚染された雑草、落葉等様々な作物等を安全かつ効率的に保管するため、その特性に応じて、ペレット化やチップ化等を行う技術を確認します。

2. 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

東日本大震災により甚大な影響を受けた被災地の農林水産業・食品産業における、生産及びこれに関連する流通、加工等の現場の技術的課題の解決に向けた実用技術の早急な開発を推進するため、被災地域において緊急に対応すべき課題を研究対象とし、実用化に向けた技術開発を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の(1)、(3)の事業

農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）

(03-6744-2216 (直))

1の(2)の事業

農林水産技術会議事務局研究開発官（食料戦略）

(03-6744-2214 (直))

2の事業

農林水産技術会議事務局研究推進課

(03-3502-5530 (直))

森林・農地等の放射性物質の除去・低減技術等の開発

1. 森林・農地周辺施設等の放射性物質の除去・低減技術の開発

これまでの研究・知見

科学技術戦略推進費等により、実験室、現地圃場等における実証研究や放射線量等の分布調査を実施

○農地

- ・各種除染技術（物理的、化学的、生物学的除染）の開発・実証
- ・汚染土壌の焼却処理による放射性物質の挙動分析

○森林

- ・森林内における空中放射線量マップの作成
- ・落葉等の除去による除染の効果についての予備試験
- ・計画的避難区域の森林を水源とする水道水のモニタリング



緊急に対応すべき研究開発

森林

- ・農地・集落に隣接する森林において、落葉、枝葉の除去等を安全に行う方法を確立するとともに、除染効果を実証
- ・森林から流出する水等に含まれる放射性物質の挙動解明と降水時における宅地、農地等への影響評価

農業用施設、畦畔、農道

- ・除染した農地の再汚染を防ぐため、用排水路等の農業用施設、畦畔、農道の除染技術の開発・実証

放射性物質を含む作物等

- ・除染作業等に伴い発生する植物残さ、雑草、落葉等について、ペレット化、チップ化等による減容・安定化技術を開発

2. 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

東日本大震災による農林水産業・食品産業における課題の解決に向けた実用技術の早急な開発を推進するため、緊急に対応すべき研究開発を提案公募方式で推進

【研究課題例】

○ 冬作物(麦類及びなたね)における放射性物質の移行制御技術の開発

○ 高濃度汚染農地土壌の除染技術及び排土の処分技術の開発

○ 早急な藻場の再生システムの開発及び海岸防災林造成のための塩分除去技術等の開発

森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業

【112百万円】

対策のポイント

集落周辺等の森林において森林施業等による放射性物質拡散防止・低減等技術の検証・開発を行います。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災に伴い発生した原子力発電所事故により放射性物質に汚染された地域では、避難している住民等のふるさとへの帰還等に向けて除染等を推進することとしているが、地域の約7割を占める森林は、水源のかん養など公益的機能を担っており、慎重な取扱いが必要である。このため、災害等による放射性物質の拡散を防止しつつ、徐々に低減させていく技術の検証・開発を行う必要があります。

政策目標

「森林の除染に関する技術指針（暫定版）」への反映

＜主な内容＞

1. 保育・伐採等の森林施業等に伴う放射性物質拡散防止及び低減効果の検証

36百万円

主間伐や枝打ち等森林施業を実施するとともに、施業実施前後の森林内、森林から流出する表面水等における放射性物質のモニタリング調査等を行い、森林施業に伴う放射性物質拡散防止、低減効果等を検証します。

2. 放射性物質の拡散防止のための森林土木技術の開発

45百万円

森林土壌の流出等を防止するための土留工や柵工、溪流における濁水防止工の設置等を実施するとともに、これら設置前後の森林内、森林から流出する表面水等における放射性物質のモニタリング調査等を行い、放射性物質拡散防止のための森林土木技術の開発等を行います。

3. 安全な木材供給のための技術開発及び木材の検査体制の検討

30百万円

森林施業に伴い生産される間伐材等の有効利用を図るため、安全な木材供給のための技術開発を行うとともに、効率的な木材の検査体制の構築に向けた取組みを支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 林野庁研究・保全課（03-6744-2311（直））
3の事業 林野庁木材産業課（03-6744-2290（直））

農林水産関係放射性物質対策研究拠点施設整備事業

【792百万円】

対策のポイント

福島県下に農林水産関係の放射性物質対策の研究拠点を整備し、国内外の関係機関とも連携しつつ、研究開発の推進を図ります。

<背景／課題>

- ・福島第一原子力発電所事故による農地等の放射性物質対策については、これまで緊急的に、農地土壌等の除染技術や作物への移行低減栽培技術に関する研究開発等を実施してきたところです。
- ・しかしながら、半減期 30 年の放射性セシウム 137 等による農地土壌等の汚染は広範囲に広がっており、1 日も早い営農再開に向けて研究開発を加速化させるとともに、長期的な視点に立ち、持続的な営農のために必要な研究開発等を継続的に行うことが求められています。
- ・このため、福島県下に農林水産関係の放射性物質対策の研究拠点を整備し、国内外の関係機関とも連携しつつ、研究開発の推進を図ることが必要です。

政策目標

農林水産関係の放射性物質対策の研究拠点を整備することにより、営農再開及び持続的な営農に向けた取組を支援

<主な内容>

福島県下に放射性物質対策の研究開発を行うために必要な施設等を整備し、営農再開及び持続的な営農に向けた取組を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：（独）農業・食品産業技術総合研究機構

お問い合わせ先：

農林水産技術会議事務局技術政策課 （03-3501-4609（直））

福島県下における農林水産関係放射性物質対策のための研究拠点の整備

背景・目的

【792百万円】

○福島第一原子力発電所事故による農地土壌等の汚染は広範囲に広がっており、1日も早い営農再開に向けて研究開発を加速化させるとともに、長期的な視点に立ち、持続的な営農のために必要な研究開発等を、福島県下で継続的に行うことが求められている。

○このため、独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター 福島研究拠点を、既存の施設・機器等を活用しつつ、農林水産関係の放射性物質対策の研究拠点として整備し、国内外の関係機関とも連携しつつ、研究開発の推進を図る。

福島研究拠点での今後の研究内容

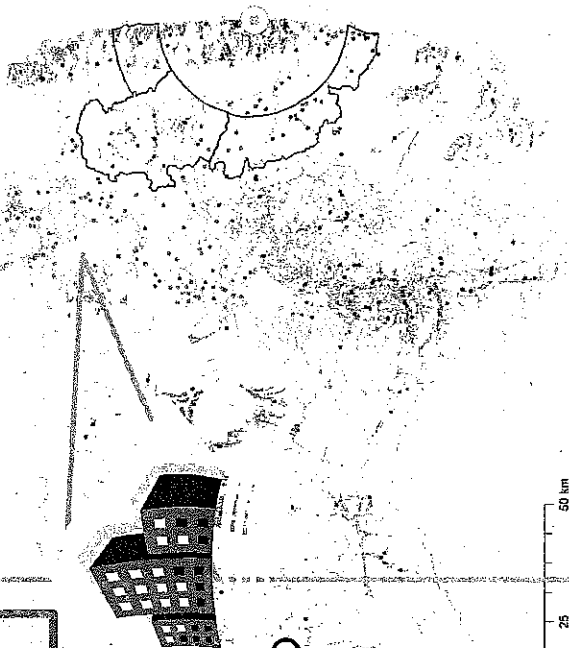
- これまでの研究成果を踏まえつつ、
- 農作物等への放射性物質の移行動態の解明
- 農地土壌・森林からの放射性物質の挙動の解明
- 除染技術の改良やその効果の確認などを、関係自治体の要望等も踏まえつつ実施。



除染技術等の開発

除染技術の改良や
除染対策等の着実な実施

営農の再開・継続



農業試験研究独立行政法人の施設整備 (農業環境技術研究所のR I 施設改修等)

【296百万円】

対策のポイント

農業環境技術研究所のR I 施設(研究用放射性物質取扱施設)を整備して、精度の高い農畜産物等の放射性物質に関する調査・分析を実施します。

<背景/課題>

- ・(独)農業環境技術研究所(農環研)では、福島第一原子力発電所事故以降、継続的に、農地土壌等の放射性物質の調査・分析を実施してきたところです。
- ・しかし、大量のサンプルを調査・分析した結果、実験施設全体の汚染が進み、精度の高い測定が困難になりつつあります。また、今後継続して調査・分析を進めるにあたっては、作業者の放射線障害を防止し、安全性を確保することが不可欠となっています。
- ・このため、農環研のR I 施設を整備することにより、調査・分析の精度及び作業者等の安全性を確保し、農畜産物等の放射性物質に関する調査・分析を実施するとともに、今後の対策に資する取組を進めていく必要があります。

政策目標

農環研のR I 施設を整備して、調査・分析の精度及び作業者等の安全性を確保し、今後の対策に資する取組を推進

<主な内容>

(独)農業環境技術研究所において空調付きクリーンブース、放射線監視装置等を整備することにより、調査・分析の精度及び作業者等の安全性を確保し、農畜産物等の放射性物質に関する調査・分析を実施します。

補助率：定額

事業実施主体：(独)農業環境技術研究所

お問い合わせ先：

農林水産技術会議事務局技術政策課 (03-3501-4609(直))

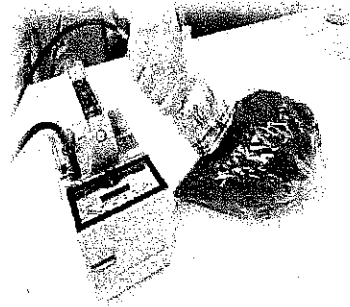
農業環境技術研究所のRI施設改修等

【296百万円】

背景・課題

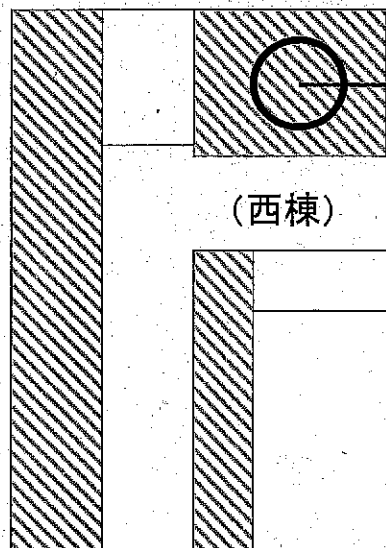
大量の農地土壌等の調査・分析

実験施設全体の汚染が進み、
精度の高い測定が難しい



整備内容

アイソトープ実験棟



(西棟)

放射能測定装置



クリーンブース

高性能フィルター
(空気を清浄化)

1) 測定精度確保のための除染
(クリーンな実験ゾーンを作る)

3) 安定した研究環境の整備
(受変電設備の更新等)

2) 作業従事者の健康被害の未然
防止及び測定精度確保のための
測定環境の整備

- ① クリーンブースの設置
- ② 放射能監視装置の設置

測定精度確保

土壌や作物の放射能基準に係わる評価が正確にでき、
生産、出荷、流通の是非が的確に判断できる

種苗の放射性物質測定体制の強化

【40百万円】

対策のポイント

(独)種苗管理センターが「種苗等の放射性物質濃度測定・証明」に必要な機器等を整備します。

<背景/課題>

- ・福島原子力発電所の事故の影響により、国内種苗業者が輸出する種苗について、取引先や相手国から、放射性物質汚染の有無について証明が求められています。
- ・国内で供給される野菜の種子の8～9割は、我が国の種苗業者が野菜の種子を輸出し、海外で増殖して逆輸入する種子であり、仮に野菜の種子の輸出が阻害されれば、今後、国内の野菜の種子の供給に重大な障害が発生するおそれがあります。
- ・被災地域の農林水産業の復興を支援するには、輸出先国等が求める種苗及び種苗の生産ほ場の放射線量等の科学的なデータを提供することにより、輸出市場における信頼を回復し、種苗の輸出を円滑にする必要があります。

政策目標

種苗の輸出額（19億円）の回復

<主な内容>

放射性物質の測定機器の整備

輸出種苗等の放射性物質濃度の測定・証明を行うため、(独)種苗管理センターに放射性物質の測定装置を整備します。

補助率：定額
事業実施主体：(独)種苗管理センター

お問い合わせ先：

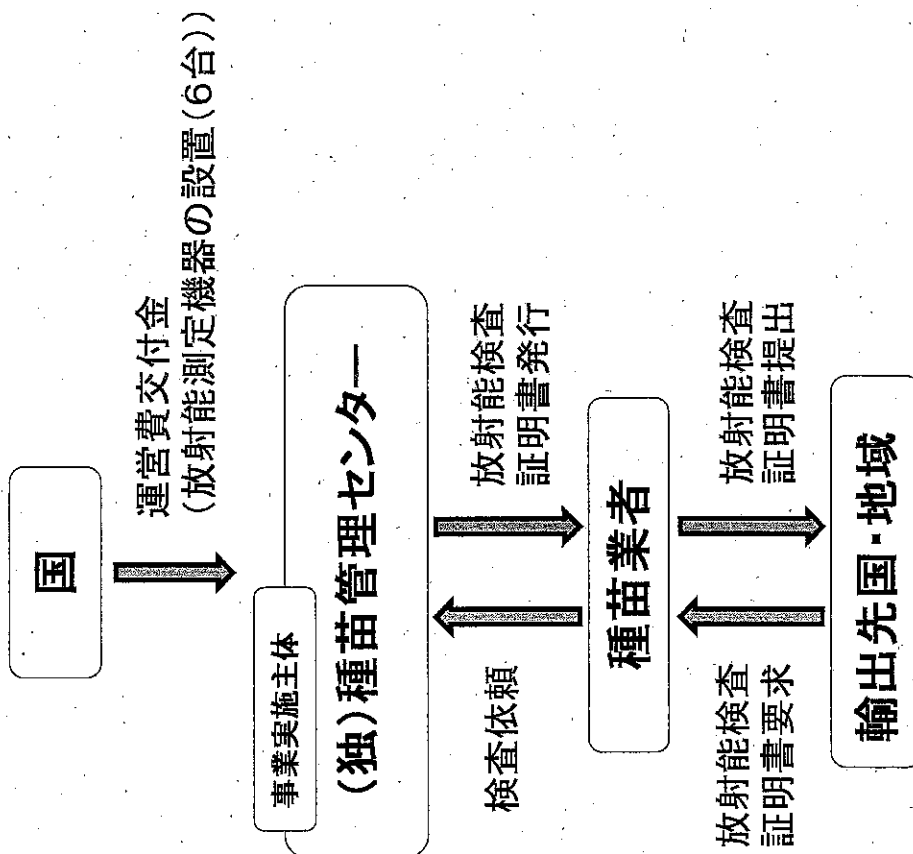
食料産業局新事業創出課 (03-6738-6443 (直))

種苗の放射性物質測定体制の強化

【40百万円】

輸出先国等が求める種苗及びその生産ほ場の放射性物質濃度のデータを提供するため、
(独)種苗管理センターに放射性物質の測定機器を整備し、輸出種苗等の放射性物質濃度の測定・証明を実施

補助率：定額（運営費交付金）
 整備内容：放射能測定機器 6 台等
 交付先：国→（独）種苗管理センター



(参考)
 輸出される種子は、単に商品としての種苗の流通ばかりでなく、海外で採種を行うためのもとも種となる種子としても流通

農林水産本省検査指導所に必要な経費

【126百万円】

対策のポイント

東日本大震災により被害が生じた動物検疫所及び植物防疫所の検査機器等の復旧を行います。併せて、停電対策として動物検疫所本支所の自家発電装置の整備等を行います。

<背景／課題>

- ・動物検疫所及び植物防疫所においては、家畜の伝染性疾病及び人獣共通感染症の病原体や農業生産に重大な被害を与える病害虫の海外からの侵入を阻止するため、動植物の輸出入検疫等を実施しています。
- ・平成23年3月の東日本大震災により、動物検疫所及び植物防疫所が被災したため、業務の実施が困難となり動植物の輸出入検疫等に支障を生じる状況となっています。

政策目標

動植物検疫の的確な実施のための災害復旧及び災害発生時における業務継続体制の整備

<主な内容>

1. 動植物検疫に必要な検査機器等の復旧

35百万円

東日本大震災により被害が生じた動物検疫所及び植物防疫所において、円滑に動植物の輸出入検疫等の業務を行うため、被災した検査機器等を緊急に復旧します。

2. 動植物検疫所施設整備に必要な経費

91百万円

災害により停電した場合に、動物検疫所において備蓄している口蹄疫ワクチン等の防疫資材の劣化を防止するため、自家発電装置の整備や、耐震補強工事を実施します。

お問い合わせ先：

消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295 (直))

消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5976 (直))

農地土壌等の浄化の研究拠点施設整備調査事業（福島基金分）

【100百万円】

対策のポイント

福島県が主体となっていく、放射性物質のモニタリング、大規模除染技術の実証試験等に必要な研究拠点整備に向けた構想策定について、国として支援することにより、福島県の農林水産業の復旧・復興を図ります。

＜背景／課題＞

- ・福島第一原子力発電所事故による農地等の放射性物質対策については、これまで緊急的に国が中心となり、福島県などの関係自治体等とも連携の上、農地土壌等の除染技術や作物への移行低減栽培技術に関する研究開発等を実施してきたところです。
- ・一方、福島県においても、除染技術開発のほか、農林水産物等の安全性を確認するため、放射性物質のモニタリング等を実施してきたところです。
- ・しかしながら、半減期 30 年の放射性セシウム 137 等による農地土壌等の広範囲な汚染が判明したことから、福島県での大規模除染の推進に向けた実証試験や持続的な地域農業のための試験研究の実施等、早期の営農再開に向けた取組の加速化が求められています。
- ・このため、福島県が主体となっていく、農林水産関係の放射性物質対策の研究拠点整備に向けた構想策定について、国として支援することにより、福島県の農林水産業の復旧・復興を図ります。

政策目標

福島県が主体となっていく、農林水産関係の放射性物質対策の研究拠点整備に向けた構想及び計画の策定について、国として支援することにより、福島県下の営農再開や持続的な営農に向けた取組を促進

＜主な内容＞

1. センター構想検討会議（仮称）の開催
福島県農林水産再生研究センター（仮称）構想を検討する会議の開催等を支援します。
2. 事例調査等の実施
国内外の事例調査等の実施や、研究者の招へいによる技術的助言の取得等を支援します。
3. 立地調査の実施
センターの立地場所の検討のための調査を支援します。
4. 県民と一体となった検討の推進
広く福島県民の意向を踏まえセンター構想の検討を進めるための取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：福島県

お問い合わせ先：

農林水産技術会議事務局技術政策課 （03-3501-4609（直））

農地土壌等の浄化の研究拠点施設整備調査事業

【100百万円】

＜背景／課題＞

- ・福島第一原子力発電所事故後、これまで、国として、農地土壌等の放射性物質除去技術の開発に取り組むとともに、農地土壌放射性物質濃度分布図の作成等を実施してきたところ。
- ・福島県内の農地土壌等について、放射性セシウム等による広範囲な汚染が明らかとなったところであり、福島県での大規模除染の推進に向けた実証試験や持続的な地域農業のための試験研究の実施など、早期の営農再開に向けた取組の加速化が課題。
- ・このため、福島県が主体となって行う農林水産関係の放射性物質対策の研究拠点整備の構想について、検討することが求められているところ。

